



本日の会議に付した案件

国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二五号)

文化功労者年金法の一部を改正する法律案(内閣提出第二六号)

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案(内閣提出第二七号)

昭和四十四年度及び昭和四十五年度における私立学校教職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第二四号)

文教行政の基本施策に関する件

○八木委員長 これより会議を開きます。

文教行政の基本施策に関する件について調査を行ないます。

前回の委員会におきまして、西岡政務次官より昭和四十六年度文部省所管予算の概要について説明を聴取いたしました。補足説明聴取につきましては、お手元に資料を配付してありますので、御了承願います。

それでは、質疑の申し出がありますので、これを許します。河野洋平君。

○河野(洋)委員 本日は、文部大臣に、先般行なわれました所信表明の幾つかの問題点の中から少しお尋ねをして、もう少し具体的に答えをいただきたいと思うわけでございます。

最初に、私は先般行なわれました総理大臣の所信表明を聞いておりまして、佐藤総理は、わが国の未来像の達成のために、最も基本的な重要課題として教育の刷新と学術文化の振興をあげる、こう言っておられます。私も総理の所信表明を拝聴いたしました。たいへんいいことだということで、きわめて同感いたしておるわけでございますが、その総理の所信表明を受けて、先ごう行なわれました文部大臣の所信表明もそうした点を強調しておられます。私も、そういうことで坂田文教行政というものに非常に期待をかけておるわけでございますが、大臣はいままでしばしば、

四十二年七月以来、中教審がずっと検討を続けておりますが、わが国の教育制度の根本的改革、この最終答申を待つて本格的な教育行政の改革をするのだというのを言い続けてきておられます。伺いますと、この五月末ごろにはその最終答申が出るように承っておりますから、その最終答申が出ましたらば、ひとつ直ちに具体的な作業に入りたいでございます。これは当然のことでございますけれども、一日も早く、しかし拙速ではなくて、十分検討を積み重ねた上での教育改革というものに取組んでいただきたいということを希望として申し上げます。

そうしてこの中教審が改革に取り組んでおる間にも、国内、国外を通していろいろと日本の教育の現状、教育改革の方向について議論がなされておりますが、その中でも非常にユニークな議論を展開いたしましたのは、昨年来日をいたしましたOECDの調査団であらうと私は思います。この報告が昨年の十月に、エグザミネーレポートですが、なされましたけれども、この報告等で見えたとしまして、たとえば入試制度については、個人の潜在的能力の発展よりも選抜を少し重視し過ぎてはいないか、あるいは教授の任命を公募制にして、いわゆる近親繁殖防止の必要があるのではないかと、もうすでにわれわれが検討しなければいかぬと常日ごろから思っている点を指摘している部分もござります。中には、社会的背景が十分理解されていないために当たつていない点も若干あるようにも思いますけれども、全般的に見まして、かなりいい点を指摘していると私は思います。そしてその報告書の中で、主として大学改革に触れているのですけれども、むしろ大学の機構いじりよりも教育の全体系と大学を、長期的展望と理想をもって改革することが大事ではないかというのを非常に強調している点が、私は大事なことだろうと思っております。

そこで大臣に長期ビジョンとしてお伺いをしたいのですが、政府は経済計画あるいは社会開発計画をひとつ再検討をし、思い切った多額な教育投資を行なわなければならない。そうしてその際、これまでの東京大学や京都大学を中心としたピラミッド型の教育システムというものをひとつくずして、教育を自由化すること、これが非常に大事なところではないかというのを調査団の報告書で書いておるのでござりますが、この点について大臣はどういうふうにお考えになるか、まず最初にお聞きします。

○坂田国務大臣 ディスレリーでございます。か、かつて国の運命を決するのは教育だということを申しておりますが、そのことは今日といえども変わらないというふうに私は思います。したがって、総理大臣の施政演説におきましても、その意味において日本の国づくりはまず人づくりから始めなければならないということを強調されたわけであらうかと思えます。私もそのように教育というものを考えております。同時にまた、新たな価値の創造をするという学問を進めていく努力というものが同時にやらなければならないという意味において、学術文化というものを取り上げられたこともそうかと思うのでございます。

【委員長退席、谷川委員長代理着席】  
そういう意味から私もいま諮問をいたしました。その答申を期待しておる中央教育審議会、四十二年以来非常な努力を傾けておられることは御承知のとおりでございますが、いよいよこの五月に最終答申が出されると思えます。私はその答申を受けましてから、十分その答申を尊重して、幼稚園から大学までの具体的な改革に取り組みたいと考えておりますが、その際にやはり長期的な教育計画というものを策定する。そしてまた、それに對しまして、それを實現するために必要な経費というものが、どの程度かかるかということも計量計算をいたしまして、たとえば新社会経済発展計画の中においてもそれを組み込んでいくということもやらなければならないと思っております。それから、ただいま御質問の、OECDのわれわれの教育制度改革に対するサセションとい

ますか、指摘がございましたが、これも河野先生御指摘のように、私もかなり評価をいたしておるわけでございます。また、従来われわれが考えておったようなことにも触れておると思うのでござります。たとえて申しますと、あまりにも国立大学と私立大学との格差がひど過ぎる。これをもう少し穴埋めする必要があるのではないかと、このことを指摘しておりますが、これはもうこのとおりだと考えておるわけでありまして、おそまきながら昨年度から人件費を含む経費助成に踏み切ったのも、そのことをわれわれが考えておるからでございます。それからまた、OECDが指摘しておりますように、東京大学あるいは京都大学中心の大学政策ではなくて、もう少しほかの大学も同様に充実すべきでないかという指摘、これは私も、全くそうだと思うのでございまして、むしろ東京、京都の大学においてはこれ以上拡充すべきじゃないのじゃないか。質的な面において、あるいはいろいろ教員その他の組織、あるいは学部、講座等の問題については今後改善を要することがあるかと思えますけれども、われわれのほうはむしろ日本列島全体をながめ回して、そこで地方大学を充実していく。そうして国立大学を受けた人が、なるだけ自分の郷里で受けることができるようにすべきではないか。そのためには相当の、りっぱな先生方が地方の大学に行つていただくといひますか、あるいは定着していただくといひますか、確保できるというふうなことをあわせて考えていかなければならない。だから私は、むしろ地方大学を充実していくことが一つの考え方であるということを申し上げておきたいと思ひます。

○河野(洋)委員 大臣は、先般の文教委員会でも地方大学の充実ということを非常に強調しておられました。たしかその際は、ユニバーシティマップのようなものをつくって、地方と中央いずれにもすぐれた教育の成果をあげることが大事だということを指摘しておられます。

〔谷川委員長代理退席、委員長着席〕

私は東京大学、京都大学に象徴されるピラミッド型というものを、ただ一つの峰をつくるということだけではなくて、やはり幾つもの峰があることが大事だ、さらに、中央、地方に、いま大臣が御指摘になったような感覚で教育の恩恵を与えていくことが大事だろと思う。そこで具体的に、と申しましてどこまで一具体的にやるかわかりませんが、ユニバーシティマップのようなものを具体化していくことができるのかどうかという点については、いかがでございますか。

○坂田国務大臣 ユニバーシティマップというものを、私どものほうで一応頭の中で考えまして、実際に各大学の方々がどういう意欲を持っておられるかということが、やはり非常に大事でございます。しかしながら、最近大学の先生方とお話をする機会が非常に多いわけでございますが、先生方もそのような気持ちを実は持っております。口では大学の先生を確保すると言いますが、たやすいのでございませうけれども、実際上その大学の先生をほんとうに地方の大学に定着させるということは非常にむずかしい問題、したがっていまして、そのことは大学の先生方自身もこのごろはもうよくおわかりになっておられるわけでございます。その意味においてむしろ各大学間の協調といえますか、あるいはコミュニケーションというものが非常に必要だということを感じられております。したがって、ある地域あるいはあるブロックにおきましては、同じ悩みを持った各大学の先生方がお集まりになって、あなたの大学ではこういう面について重点を置いてください、あなたの大学ではひとつこういう点に重点を置いてくださいというふうな話し合い等が行なわれまして、そしてやはり自然に、自発的にそういうような空気が出てまいることを私たちは期待いたしております。また、それとわれわれが考えますユニバーシティマップというものを突き合わせまして、そして最終的にいろいろ定員、人員の配置

や、あるいはまた予算等について考慮していくというところがございます。決して不可能なことではない、そしてやらなければならぬことではないか。また、そういうような空気というものが大学の間に出てくるのが大学を質的に充実していくことであるし、また地方の大学を充実する道であるかというふうに私は考えておるわけでございます。

○河野(洋)委員 教育の問題でございますから、あくまでも自発的な考え方というものを大事にしていかなければならないのは、大臣の御指摘のとおりだと思います。ただ、あまりに自発的、自発的といつて待つ姿勢ばかりでは、なかなかユニバーシティマップというものはでき上がらない。そこで、少なくともどこにはどういふものがあつたほうがよい、あるいはどこにはどういふものが多過ぎるという程度の見解はあちこちで議論されてしかるべきもの、もちろんもうしておると思ひます。そうして強制するのではなくて、あくまでも示唆をする、忠告をする、助言をするという立場から、こうしたものの実現にもっと積極的に努力をしていただきたいことを、この機会にお願いをしておきます。

そこで先に進みますが、大臣の所信表明の中には、今回特に「教職員に適材を得るかいか、その熱意と努力を期待できるか」は、教育の成果をあげる上に最も重要だとして、教職員の処遇の改善と資質の向上をはかり、人事院の勧告を得て、これが法制化に今国会で取り組むということとを述べておられます。二月八日の人事院勧告を見ますと、「教育が特に教職員の自発性、創造性に基づく勤務に期待する面が大きいことおよび夏休みのように長期の学校休業期間があること等」を考えると、「時間的制約を行なうことは必ずしも適当でなく、とりわけ超過勤務手当制度は教員にはなじまない」ことを人事院がはっきりと意見書を出しまして、給与等の現行制度を改めて、特殊性にふさわしいものとする必要があるということを入事院勧告として出しておるわけでございます。

れを踏まえて、国公立の教職員の給与等の改善のための特別措置法というものが提案されるやに聞いておりますが、こうした国公立の先生方への配慮というものはたいへんけっこうなことだ。新聞等で拝見しますと、四〇％のアップをねらつて、現実的にははね返り六〇％のアップを考えた案が、今度国会に提案されることになっておるようでございしますが、具体的に、これは局長にでも伺いをしたいと思ひますが、私あちこちに行つて話を聞いてまいりますと、この案には非常に賛成なさる方が多うございします。ぜひやつてほしいという方は非常に多い。しかし、その中で若干の不安あるいは不満があるとすれば、この法案が小中学校にとどまつておる。高専が抜けておるではないか、幼稚園が抜けておるではないか、あるいは大学はどうなんだという議論がございします。しかし私どもは、これはあくまでもまずこの問題に取りかかたということにたいへんな意義を認めたい、こう考えまして、将来、おそらく高専その他にもこうしたことがなされていくであろうということとを私どもも言うておるわけでございます。

ここで問題なのは、しからば一体私学に対してはどういうことになってくるのか。国公立に対してはこうした配慮がなされるけれども、私立の先生方に対しては一体どういふことになるか。もちろん財源が全く違いますから、これを国でどうのこうのと言ふわけにはいかないかもしれない。しかし、一方では私学振興というものを唱えて、私学が教育の中に占める部分は非常に大きいということとを認めながら、こういう措置をすれば私学にいろいろな意味で経営の圧迫があつたり、あるいは国公立の先生方と私学の先生方との間に心理的な隔りやが生じたりするといふような心配はないだろうかという声も若干はあるわけでございます。そうした点に何らかの配慮をなされるおつもりなのかどうか。これはあくまでも法案の根拠が違ふ、別の次元で考えなければいけないというところであるのか。やはり現実問題としてそういう問題が起つてくる以上、文部省としても

何か考える余地があるのかどうか。この点、少しこまかい議論になりますので局長でもけっこうですから、何か案がございましたらお答えをいただきたいと思います。

○宮地政府委員 いまお尋ねの小学校から高等学校までが人事院の今回の意見申し出の対象になつておりますが、その他の学校につきましては、人事院の意見についての説明にも今後の検討課題とするということで、人事院も十分意識しておられるようでございます。したがって、先ほどの幼稚園とかあるいは高専とかいった、小学校と高等学校の上下の学校につきましては、私どもも近々人事院のさらに今後の勧告なり意見なり等を十分期待しておりますが、お尋ねの私立学校につきましては、私立学校の先生と国公立学校の先生との職務なり勤務の態様は非常に類似しておると申しますか、差異はないといつてもよいように考えられますが、給与問題につきましては、遺憾ながら現行制度では国立、公立の先生は公務員でございますし、私立学校の先生は法律的には公務員といふことになつておりません。したがって、給与なり勤務時間等の勤務条件の決定方法、さらにその内容というものは、根本的に異なつておることには御承知のとおりでございます。しかし法律論、制度論は一応別といたしまして、公立の先生方に対して、現実問題としての処理はどうなるかといふことは当然私どもも関心のあるところでありますし、これをほうっておくわけにはまいりません。ただ従来から、私立学校の問題につきましては、大学を含めまして文部省としても種々措置いたしておりますが、四十五年度におきましては私立の高校以下の学校、これは幼稚園まででございますが、それに対して、大学と同じような人件費を含めての経費補助というところは、交付税によつて一応措置することにいたしております。四十五年度は四十五億でございましたが、四十六年度は倍額の九十億を見込んで交付税上措置される

ということになっております。この九十億の積算につきましても、まあいろいろな積算のしかたがございましょうが、自治省のほうでは、もちろん私もお願いもいたしました。要するに実績をもとにして、教員一人当たりの実績単価というものを中心にいたしております。したがって、厳密に申しますと、公立の学校でございまして校長さんには一二%の管理職手当が払われておる、さらに教頭には一〇%の管理職手当が払われる、さらに産業教育関係では七%ないし一〇%の産業教育手当が払われておるとかいったようなものを、一々理論的には引き出して理論給与として単価をきめておりません、あくまでも包括的に実績主義でございまして。そういう関係もございまして、いま調整額というものが四%だ、だからいままでの四%を加えていくというところはちょっと機械的にできない。根この計算がそういう計算になっておりますので、むずかしいでございますが、しかし、それにいたしましたとしても四十五億から九十億に上がりました、十分の一補助が十分の二といったような積算でございまして、その九十億でかりに四%に当たるものを計算いたしますと、三カ月分で八千万円くらいになります。したがって、九十億の中で当然そういう経費は見得ると考えておりますし、また見て差しつかえないものだと思います。

○河野(洋)委員 この問題は非常に大事な問題だと思ひます。ひとつ法案が委員会に付託になりましたから、いろいろな角度からもう一度議論をいたしたいと思ひますが、どうかひとつ大臣は、あちこちで国公立の格差の是正ということを盛んに言うておられるときでもございすから、私学に對しても十分配慮をしていただきたいということをつけ加えていただきたいと思います。

そこで、いまおしやべりをいたしましたのは主として小中高でございますが、大学の問題、つまり私立大学が教育関係では経済的、財政的に最も重大な時期に来ておると思ひます。ここ一、二年、予算措置としては私学の経費補助ということでは

かなり画期的な私大に対する補助が行なわれておるわけでございす。けれどもなかなか国公立の格差というものは一べんで縮まる気配がございせん。大臣としては、もつとこの国公立の格差の是正を急速に進めていくおつもりがあるのか、いやあればもう徐々にやればいいので、そう急速にやる必要はないんだとお考えなのか、その辺についてひとつ。

○坂田国務大臣 私立大学と国立大学とはいろいろの教育条件の差がございす。これを何とか早く解消いたしまして、ほんとうに私学が、教育の質的な面において充実がされるようにしなければなりません。ただいまは人件費補助の点につきましては昨年度から始まりまして、ことは昨年度の予算に對しまして五〇%増獲得いたしておりますけれども、私どもといたしましてはこれで満足しておるわけではございせん。もう少し財政当局を説得できるような予算要求をいたすことによつて、たとえば事務職員に對しましてその給与の一部を負担するということやら、あるいはまた研究費、学生経費等につきましてももう少し考へていく、少なくとも国立大学並みの算定基礎に改めていくという、まだ幾多の課題があると思うので、大いに検討いたしまして、この格差是正のため最善の努力を払つてまいりたいというふうに考へております。

○河野(洋)委員 私大の補助等について国立大学並みにできるだけしたいとお考へるようでございますが、一方国立大学のほうを見ますと、これはたとえば授業料一つをとりますと、社会常識からいって少し安過ぎるのではないかと議論があらちこでございす。とかく最近、政治の上でも社会常識をもつと大事にしなければならぬという世論が強い時期でもあります。今回、国立大学の授業料の値上げは公共料金の抑制ということを経由に見送られたようでございますが、物価の値上げに何も一役買ふ必要は毛頭ないわけではございすけれども、やはり社会常識から考へて、現在の国立大学の授業料ということをベース

にして、私立大学をあのベースに合わせるということとはまさに至難のわざだろつと思ひます。それはなぜかといへば、いまの国立大学のあの授業料は、あまりにも合理性がないということではないかと思ひます。そこで、国立大学の授業料についても、やはり値上げということではなくて適正な授業料に変えようと思ひます。その適正な合理的な授業料に交換する努力を、公共料金の抑制というところだけでももうそういう努力を放棄する、そういう検討もしないということでは私はいけなないのでないか。一方で、特殊教育その他に非常に零細な人たちが一生懸命その任に当たつておられる。片方では、国立大学は合理的でないと考へる授業料で、そのまゝ今日まで推移してきていくというところでは、どうも社会常識上納得できない部分があるわけではございす。その点については大臣はいかがお考へでありますか。

○坂田国務大臣 本年度におきましては、確かに国立大学の授業料というものの値上げは思ひとどまつたわけではございす。しかしながら、私どもといたしましては、いまの国立大学の授業料がほんとうに適正であるかどうかということについては深い関心を持つておるわけではございす。もう少し世間の人たちが納得のいくような適正な授業料にしなければならぬ。その時期あるいは方法というものはもう少し考へさせていたいただきたい、かように実は思つておるわけではございす。その授業料が適正であるかといふことを考へる場合に、単なる物価といふよりなことを考へるいは単なる私学との比較ということだけではきめられないのであつて、日本の大学制度における奨学金制度、あるいはまた今度答申が出ます大学改革というものとらみ合わせながら、適正な授業料というものをきめたいというふうに私は思つておるわけではございす。したがって、お話しのようにあまりにも合理性のない、どんなにでも安ければいいんだというふうなことは、私はかえつて学生自身にも理解ができなくなるの

じやないかというふうに思ふのでございす。それから、その点、やはりいろいろな面から総合的に考へまして、適正な授業料というものをひとつ考へていきたいというふうに思つて検討いたしておるところでございす。

○河野(洋)委員 私どもは私どもなりに、高見先生を中心に国立大学の授業料問題等についても検討を進めております。やさきに、公共料金の値上げストップという総理の一言で終わりになつてしまつたということで、私は非常に割り切れないものを実は感じておるわけではございす。大学局長に伺ひますけれども、国立大学の授業料というものは公共料金ですか。

○村山(松)政府委員 ただいまの政府の扱いいたしましては、公共料金というものを政府が規制あるいは関与決定する料金というぐあいには定議しておりますので、そういう定義からいたしますと公共料金の中に入つております。

○河野(洋)委員 公共料金の定義ではそうかもしれせん。ですけれども、文部省、大学局長としては、国立大学の授業料はいわゆる公共料金というニュアンスの中に十ば一からげに入れて、公共料金を値上げしない、ストップというときには、一緒にストップをしていいものだとお考へになりますか。

○村山(松)政府委員 わが国の教育制度におきましては、明治に学制ができました以来、ずっと国立の学校でも授業料というものは取るというたてまえをとつております。その考へ方といたしましては、国立の教育施設は国の營造物である、營造物を使用するのでありますから、その手数料あるいは使用料といたしまして、受益者に一部負担をさせるという考へ方の方でございす。ただ、それが幾ら取れば適正であるかということにつきましても、いつの時代におきましても、いろいろ議論があつたやうでありますけれども、一定の明快な線が出ておりません。常識的に受益者に一部負担はさせるけれども、負担が過大にならない程度というふうなことで、教育上あるいは財政

上の配慮等から、金額がおのずからきまつておつたようでございます。昨今では、諸般の情勢から国立大学の授業料はかなり長い期間据え置きになつておりまして、その間に物価あるいは私学の授業料などが上がつておりますので、常識的に見まして、相対的な考え方でありませうけれども、国立大学の授業料は安いのではないかとこの見方もございませう。

それからまた、観点を変へまして国際的に見ますと、大学の授業料に対する考え方は国によつてもきつめてまちまちでございます。かなり必要な費用をペイする程度に近いような考え方をとつておる国もありまして、また、社会主義国家のみならず自由主義国家におきまして、国立の大学の授業料は取らないといつたてまえをとつておる国もあるようであります。

したがいまして、国立大学の授業料というのは、やや冗長な御説明を申し上げましたけれども、沿革的に見ても、それから国際比較から見ても、なかなか適正な線が引きがたい問題でございます。私どもは、大臣が申し上げましたように、単なる公共料金とは見ておりません。公共料金として物価ないし公共料金の上がり下がり軌を一に上げて上げすべきものとは考えておりませんが、しからば、どの程度に見定めたらよろしいかといふことにつきましては、なお十分検討させていただきますと思つております。

○河野(洋)委員 大学の授業料というものが、物の使用料という発想から出てくるということでは、やはりこれは教育的見地から見てもよくないと思ひます。これは、いま局長はその沿革として言われたらと思ひますが、私どもは、文部省の教育に対する考え方が、もう少し教育本位であつてほしいといふふうに思ひますし、そうした見地から、この国立大学の授業料問題というの十分な検討を続けていただきたい、こう思ひます。私は、もう少し議論をしたいと思ひますが、時間の関係もございませうから、この問題は検討をしていただくといふことをお願いして次に移ります。

そこで、最後の質問として社会局に伺いたいと思ひます。

大臣の所信表明にも、生涯教育ということに非常に力説され、社会教育について力を入れるといふことを述べておられます。しかし、私どもこれを見ても見ましても、この大臣のおっしゃる社会教育は、あくまでも公民館を中心とした社会教育といふふうな受け取れます。たとえば、社会教育を中核とする社会教育指導者の養成も非常に強く言つておられますし、予算的措置も、公民館に非常に強い予算配分がされているように思ひます。前回の文教委員会では、これは公明党の有島先生が図書館の問題について質問をなさつておられますが、私も、もうそろそろ社会教育の重点が図書館といふものにその目が向けられていい時期だ、こう思ひます。小中学校では盛んに学内の図書館、図書室といふものの利用をすすめております。家へ帰りますと、どうしてもテレビその他絵であるいは、してしまおうという生活環境の多い中では、やはりじっくりと本を読み、本と取り組むといふこともまた社会教育の中では非常に大事な部分ではないか、こう考えます。それにしても、どうも図書館に対する予算はあまりにも少な過ぎると思ひますが、局長はどうお考えになりますか。

○今村政府委員 図書館に対する昭和四十六年度の国庫補助金の見積り額は、前年度六千万円が九千万円といふことで、五割増になつております。事務屋の計算からいけば、五割増でございますが、しかし、生涯教育の全体系の中で各自が多様な学習要求を満たし、しかも、高度化し、専門化した知識や情報を身につけていかなければならぬといふ観点からいいますと、根本的にこの数値は考へてみなければならぬ現状であると思ひます。

○河野(洋)委員 局長が言われたように、九千万円という図書館に対する予算では、これはもう何ともならぬのは大臣も御理解いただけたと思ひます。前回の委員会でも、現在ちよつと大きな目の図書館をつくれれば二億から四億は一館でかかるだろうといふのがもう常識でございます。それが日本全体で九千万円では、これはいかんともしがたい。私はかつて中学校のころ、私が行つておりました町の図書館長にいろいろ貴重な教えを受けた経験を持つております。この図書館長は、最近老齢で引退をされましたけれども、非常に若い者に対して本を読むことを教え、いろいろな意味で貴重な示唆を与えてくれた図書館長でございます。したが、そうした図書館長といふものをどうぞひとつもつと大事にしてあげていただきたい。そうして、その社会教育を——もちろん公民館も大事だと思ひます。村で、町で寄り集まつて、いろいろみんな議論するといふことも大事でございます。から、公民館をもつともつとふやしていくと同時に、やはり各市町村に一つの図書館、あるいは図書室でもつけようですから、そうしたものの充実普及といふことを考へていただく。これがやはり社会教育、生涯教育にとつて非常に大事な核になることだと思ひますので、ひとつ最後にその点についての大臣の御所見を承つて、私、質問を終わります。

○坂田国務大臣 いまの河野先生の御指摘は、全く私も同感でございます。ただ、予算面におきまして、ことしは公民館に重点を置いてまいりましたわけでございますけれども、しかし、今後はやはりもう少し子供たちが、フィリングというより、いわゆる感覚的にだけでもものを把握していくといふことになって、思索をしたり、ものをじっくり考へたりするためには、やはりそのような図書館の充実ということが非常に大事だといふふうに考へておるわけでございます。これからの世の中には、むしろそういう意味において、図書館にだんだんウェイトを置いていかなければならぬといふことで、もう人間が人間として存在する上において、考へる動物であるといふいわれから申しまして、これは必然的に充実していかなければならぬことであらうかといふふうに考へておるわけでございます。一そう努力をいたしたいと思ひます。

○河野(洋)委員 どうぞひとつ、いまの大臣の御答弁、私、期待をいたしておりますから、行動する人間をつくると同時に、やはり思索をする人間、思索をする場、そういう環境をひとつ大臣の手でつくつていただいて、若い人たちに、十分ものを読み理解をし、考へる、そういう基礎をつくつていただくようにお願いをして、質問を終わります。

○八木委員長 木島喜兵衛君。

○木島委員 昨年の暮れに「わが国の教育水準」という、普通教育白書と云つておりますけれども、これが発表になりましたが、その中で、教育費の問題についていろいろと多角な触れ方をしているらっしゃいます。ことに主要諸外国との比較をいろいろ調査はできないかと思ひます。たいへん勉強になるのであります。その中で一つだけについてお聞きしたいのであります。

国民所得と教育費の関係でありますけれども、この中では「国民所得に占める教育費の配分比率」をどの程度とするかは、一国の政策全体の課題であり、一概にはいえませんが、近年、主要国の比率は全般的に上昇しているのに対し、わが国のそれは昭和三十年ごろを境として下降を示し、主要国の中では最低の比率となつてゐる。とあります。少なうともこの白書をお出しになるからには、ただ事実を述べたといふことではなしに、このことを踏まえてのこれから努力目標といひましようか、あるいは指向をしたいと思いますものがあるからこそ、こういう白書を出す意味があるのだからと思ひます。そうすると、主要国の中では最低である。しかし、国民所得に占める教育費の比率といふものは一国の政策全体の中であつて考へておるといふことになる、主要国の中において最低だといふことは、主要国の中において政治の中に



ついてまだ十分でない。あるいは身分制あるいは経済的な理由によってその能力開発が閉ざされておるといふ面があるわけでございまして、たとえばイギリスでも、十一歳において試験をするという制度がまだ残っております。それに対して労働党内閣でコンブリヘンシブスクールを考えました。しかし、今度また保守党になりまして多少このピッチが弱まっておるといふようなこと、これをどうイギリス社会でとらえるかというような問題もあるわけでございまして、私は、そういうようなことから考えると、日本はかなり一人一人の能力開発のために相当の力をきておると、いふことは、世界的に見てもすぐれておるといふことがいえると思っております。この間のOECDの指摘におきまして、少なくとも小中の義務教育段階まではそのことを認めておりますし、むしろ彼らが指摘いたしましたことは、高等教育機関の充実あるいは高等教育機関における国立と私立との是正、そこに一つのサセクションを向けておる。そしてそのことは、われわれも同様に考えておるんだ、これから改善しなくちゃならない、あるいは投資もしていかなきゃいかぬのだ、こういうふうに思っておるわけでございまして、したがって先生、先生の御質問にあるいは端的にお答えできませんかと思っております、やはり長期教育計画をいたしまして、一体どれぐらいの投資をやったならばいいかというのを一応出してみたいというふうに思っておるわけでございまして、そしてまたいろいろの御批判も受けたというふうに思っております。

○木島委員 いまおっしゃったように、確かにいままでの教育の社会的な蓄積というものが今日の経済の成長をもたらしたと思うのです。もちろんそのマイナスのものもありますよ、経済だけ考えるものだから。たとえば公害なら公害というものは私は一つの教育だと思っております。そういう人間をつくる。経済のことだけ、金のことだけ考えて、社会的なマイナスというものを考えない教育というものが、公害に対する無関心と呼んだというマ

イナスの要素もありますよ。けれども、教育というものが蓄積されたものが、今日の経済の成長をつくったということは事実です。だから、高いんだからその比率は少なくとも金額はよいんだということにはならないのであって、常に教育が先だ。教育が先だからこそより成長もするであろう、あるいは文化にしても政治にしても発展するであろう。そういう前提に立つならば、私は大幅に増額されなければならぬだろうと思ふ。しかし、増額されるにしても、いまの予算のつくり方ではなかなか教育予算というものは大きく伸びないだろうからこそ、私はむしろ、国民所得の一定比率というものをつくったほうが実質的にとれるのではないかと意味で言うのであります。これにいまおっしゃいましたように、教育制度の改革等が日程にのぼっておりますけれども、しかし、改革するというのは、悪いから直すあるいはよりよく直すという意味があるわけですよ。しかし、いまの六・三制なら六・三制を、もしいまの国民所得に対して四・五％の教育費を七％にしたならば、内容はうんと変わってきます。現状が変わってくれば、直すというやり方が変わってくるだろう。私は率直に言つて、いまの六・三制、いまの教育制度を否定するものではありませんよ。全く否定するものではないけれども、しかし、六・三制なら六・三制をつくったとき、あのときには世紀の大事業だと言ったわけですよ。しかし、その世紀の大事業と言ったけれども、それじゃはたしてそのときつくったほどの情熱を込めて予算がつけられていたかというと、私は必ずしもそうじゃないと思ふのです。私は、これは後に申し上げます。だから、そういう意味で制度を、六・三制をつくった、つくったけれども金をかけなかったから、いま改革しなければならぬという現状も生まれたかもしれない。全部そうだとはいえませんが、だとして、今度新たな改革をした、しかし、そこにまた金をかけなかったらまた欠陥が出てくる、また改革をするという同じことの繰り返しになってくる。だから、改革も

私は否定しないけれども、しかし、その前にいまの六・三制というものを完全にすること、そのために金をかけるということが私はまず第一だと思ふ。それでなければ改革の目標が失われてくると思ふのです。改革したって同じことがまた出てくるのではないだろうか。そういう意味で私はそのようなことを申し上げているのであります。○坂田国務大臣 先生おっしゃるのには私も同様に実は考えておるわけでございまして、一方において、中央教育審議会においていろいろ幼稚園から大学までの制度改革をやつていただいておりますが、これを受け取る私といたしましては、一体六・三・三・四制度そのものに欠陥があるのか、それともいまおっしゃる通りに、そのやり方等について、たとえばいい先生を確保するとかあるいは先生自身がもう少し自覚をしていただくとか、あるいは教育内容等について個別指導等が十分に行なわれるような環境にするとか、あるいは定員をもう少しちゃんと充実するとかいうようないろいろな教育条件を整備することによって、いま六・三・三・四制度に批判をされておるもの大部分が解消するんじゃないだろうか。もしそうだとするならば、まずその教育条件の整備というものをやることによって、その批判されておる六・三・三・四制度自身の欠陥を補い、そしてなおかつ、制度それ自身も変えなければこれはだめなんだというような問題については、前向きに、実施に当たつて制度を変えていく、こういう考え方を、それからもう一つは、いままではそれでよろしかったかもしれないけれども、ただ六・三・三・四制度のいままでの改善とか改革とかいうことだけじゃなくて、二十一世紀に向かう一つの制度のあり方として、従来はこれでよかったけれども、むしろ先生がおっしゃる通りに、教育というものは前向きに考えなければいけないのだ、したがって未来からの呼びかけに対して、はたして対応できるであろうかという一つの要請もあるということとで、中教審では案を練つておるわけでございまして、またわれわれもその点について具体化をし

ていかなければならない、かように考えるわけ、そう先生の考え方と私どもの考え方と違うものではないというふうに、いまの先生の御質問を聞いておったわけでございまして。

○木島委員 大臣もおっしゃったように、私もこの点は違つておるとは思わないのです。ただ、私が言いたいの、いま大臣がおっしゃったとおり、欠陥を指摘されたものが条件の整備をするということによっていふ補われてくれば、改革の中身も違つてくるであろうということでございます。たとえば、そういう意味で予算がよいになるというところ。その最初は、まず国が法律違反をしないことが一つあると思ふのです、金の面から。たとえば、どうでしょうか、地方財政法の第四条の五、国は地方公共団体又はその住民に対し、地方公共団体は他の地方公共団体又は住民に対し、直接である間接であるを問わず、寄附金（これに相当する物品等を含む）を割り当てて強制的に徴収（これに相当する行為を含む）するようなことをしてはならないとあります。このことに国が違反をしておらないという言明が、いま文部省ができませんようか。

○宮地政府委員 地方財政法の規定でございますが、先生の御趣旨は、たとえば地方財政法で禁止しておる項目についていろいろ父兄が負担をした、りして、それが学校等の経費に充当されておる、こういういったような点をおさしにしたっての御質問と思ひます。私もどなたもいたしましては、まっとうから、この禁止規定に対しては、国がその法律はあつてもそういうことはかまわない、寄付をしたさいというふうなことは決してしておりません。禁止事項は守るようにはいっております。ただ、遺憾ながら現実の問題として、子を思ふ親の至情でございまして、いろいろな無理をしながら捻出した金が学校で使われておるといふ事実は認めます。しかし、まことにこれはよくないことで、私どもとしては、こういうことのないようにということとは十分つとめておるわけでございまして。

○木島委員 いま局長、地方にそのように指導しておるとおっしゃるけれども、国みずからがやっておられません。たとえば、昨年の国立学校設置法でできたところの秋田大学の医学部、あれは病院を寄付させましたね。病院を寄付させていますよ。すると、これは、国は地方公共団体に対して寄付あるいはこれに相当する物件、物品等をさしてはいけないうけでしよう。そうすると、地方にそういう指導をしておるとおっしゃいましたけれども、国みずからが、たとえばいま言った秋田大学なら秋田大学が病院を寄付させたということ、地財法第四条に違反しませんか。

○村山(松)政府委員 法律の条文を明確に記憶しておりませんが、県立の施設を国の施設に移管する場合には例外が認められておまして、それによりまして秋田の県立病院は秋田大学に移管する予定でございます。まだ移管をしておりませんが、その予定にしております。

○木島委員 たとえばいま秋田大学はそうであっても、それと全く同じ地財法第四条の五に違反を国がみずからしておらぬと言明できますか。いまの病院が県立だから移管するというのはいいですが、たとえば土地の問題なんか、いろいろあるでしょう。全くないですか。

○村山(松)政府委員 秋田大学の医学部の創設の問題につきましては、移管でありますとか、あるいは交換でありますとか、そういう合法的な処置によつて処理するつもりでございます。

それから全般的に国立大学と地方公共団体との関係で負担関係があるかというお尋ねでございますが、従来におきまして若干そういう事例がございましたので、すでにもう数年前からそういうことがないよう指導をしております。現時点では法律に反するような事例はないと考えております。

○木島委員 私は、違反をやっているとかやっていないとかいうことをいまこどもで強く言おうと思っておるのじゃないのです。教育費が足りないから法律違反をしなければならぬ、教育費を

よけいにしない、して、まずしなければならぬことは、法律違反をまずみずからやめること、それは国も地方公共団体も。それは皆さん、現実的には、おっしゃるとおり親の気持ちはそうなんだ。学校に人質を取られていたみたいなのですからね。その人質のために出さざるを得ない。ほんとうに喜んで出しているのではない。やはり地財法に違反しているのです。県立高校をつくるときに市町村に出させるでしよう。それは直接ではいけないから期成同盟が何かをつくらせて、それに県も出させて、市町村も出させてやつておるのです。あるいはプールをつくるにどうですか。そういうことが現に行なわれておるのです。それは文書でもってなされたかもしれないけれども、各県ともどこでもやつておる。各市町村、どこでもやつておるのです。こんなことは明白なんだ。明白なんだけれども、文書一本でもって、それは現実的には親の気持ちだからというこでは済まされぬ。法律違反であることは確かである。私は、いまそのことを強く指摘するの目的じゃありません。さつきから繰り返すように、教育費が足りない、だからこうなつてくる。だから、私は、前段に言った趣旨の中で申しておるのはそこなんです。少なくとも法律違反をしないということがまず必要であらう。その次は、法律の趣旨というものを完全に生かすといひましようか、趣旨に反しないこと。違反ではないかもしれないけれども、法律の趣旨が、教育費が足りないために十分に生かされていないのがたくさんあるわけでしょう。たとえば事務職員がそうですよ。学校教育法二十八条では「事務職員を置かなければならない。ただし、特別の事情のあるときは、」置かないことができる。置かなければならぬのだから、原則は必置制でありますね。特別の事情があるときは置かないでよろしいとある。いまどうですか、小学校なら小学校、中学校なら中学校でもって事務職員の配当率はどのくらいですか。

○宮地政府委員 お答えいたします。今回四十四年から始まりました第三次五カ年計画で、教職員の整備目標では約五四％と見込んでおります。四十三年度、第二次五カ年計画が終了しました時点では四三％ございました。○木島委員 ちょっと私、三十何％ぐらいだと思つたのですが、五〇事務職員がいつていますか、各学校ごとに。○宮地政府委員 四十三年度で、私も第二次五カ年計画を終わりました時点で四三％でございます。四十四年度から五カ年計画を始めまして、したがって、第三次五カ年計画の終了年度の四十八年度では五四％になるといふ見込みでございます。○木島委員 小中学校合わせてですね。○宮地政府委員 はい。○木島委員 いずれにいたしましても、特別の事情あるときは置かないでよろしいというのが、むしろ半分以上が置いてないわけですね。逆に言えば、これは特別な事情あるときに置くという条文のほうで現実合つていますか。(笑)失礼なことを言つて恐縮ですが……。ことに、私は新潟県といふから、小さい学校ばかりを見ています。県といふから、東京なんかの大きい学校はあっても、小さい学校は事務職員に余裕はないでしょう。事務の量は同じでしょう。だから私、校長先生は出張要員、教頭先生は事務職員と、こう言っているのです。放課後、先生方は百円札のしわを伸ばすのと十円玉を数えるので手一ぱいで、あすの授業の準備ができません。それだから、置かなければならないという条文になつていのに、特別な事情がないと置かないといふこと、このことは、少なくとも金がないから、予算が少なからず法律が生かされておらない現状だと思つてます。もし事務職員が必置されたら、私は教育の内容といふものはもつと交わつてくるだろうと思つて。先生方もあすの授業の準備ができるでしょう。いま一つ申し上げたのですけれども、そのことは、たとえば養護教諭を置かなければならぬ、あ

るいは司書教諭を置かなければならぬとそれぞれ学校教育法なりあるいは学校図書館法で定めておる。これは当分の間であるが、これまでは当分の間であることをいふことにして、元来必置制であるけれども時間的余裕を見た。当分の間というのは、一体全部の学校に一〇〇％置くのは何年間かかるのだから。当分の間というのは一体何年間かかる。少なくとも、当分の間というのは、常識的にはそう長いものではないだろうと思ひます。そういう意味で、私は法律の精神が、予算が少ないために生かされておらぬという一つの例として申し上げておるのです。だからこそ私は教育費を多くしなければならぬ、教育費を多くするためにはどうするかといふことで、実は最初に申し上げたことの環なんでありま。

たとえば研修を盛んにやると言つていらつしやいます。けれども一体、小中学校でもって正規の旅費規程とおりの旅費をもらつたなんていうのはあります。研修の機会を与えなければならぬといひます。機会を与えようといふのは、単に時間的な機会じゃなしに、経済的な側面も考えなければいかぬでしょう。元来、旅費なんていうのは前払いですよ。旅行へ出る前にもらうべきものです。一学期に一ぺんくらいあつても、こんな、学校で旅費くれるのかとたまたま先生がいます。よその公務員の中では考えられないことです。しかし、そういう規定があつても規定どおりされないのは、やはり予算がないから、だからそういうことを言つていふのです。二月十五日に「学校給食の運営に関する行政監察結果に基づく勧告」が出されました。率直に言つて、私、これを見まして、日本における中毒患者の数が学校給食が一番よけいだというところ、これはとにかくショックを受けました。しかもたいへんよけいでしよう。全国で食中毒したのが五万人のうち、学校給食でもって中毒が出たのが一万三千五百人、二七％。その次が仕出し屋で一七％、その次が飯食店で一六％。二番目の仕出し屋よりも一〇％よけいの二七％が学校給食から、

日本じゅうの中毒の中で出ている。これは断然他をリードしたトップの金メダルです。これは学校給食です。私は率直に言って、これを見たときショックを受けた。こんなことがなされておるのだから、一体この原因は——大臣どうですか、あなたこれをお読みになりましたか、どうお考えになりますか。

○坂田国務大臣 実は私も新聞を読みましてびっくりした一員でございます。この点につきまして、十分勧告の内容を私たちが精査をいたして、対策をしなければいけないというふうに思っております。ただ、昨年の二月に、保健体育審議会におきまして学校給食についてのいろいろの検討を加えました。そのときにいろいろ指摘をされましたことも非常に多い点もあるわけでございまして、これは徹底的に実情を知りまして、この対策を考えてまいりたいというふうに思っております。

局長からちょっと御説明申し上げます。

○木田政府委員 厚生省の統計によりますと、件数三千三百六十件のうち学校関係が八十二件でございます。件数としては決して一番ではございませんけれども、学校の集団が多い、また寄宿舎等のこともございまして、延べ数としては、いま御指摘がありましたように非常に数多く出てまいります。そのことは、やはり学校給食は、たとえ一件でありましても中毒のないように十分戒心しなければならぬこととございまして、毎年、同じようなこととございまして、定例的にかなり綿密な注意をいろいろな機会に促してきておるところでございます。なお、こうした指摘もあることとございまして、一段とつとめてまいりたいと思っております。

○木島委員 大臣のおっしゃった、対策を検討中というのですから、対策ができたらひとつ報告していただきたい。これはショックで、あなたもびっくりされたことでしょうか……。

○坂田国務大臣 まだ、いまいただいたばかりでございますから、十分検討いたしまして対策も練

りたいと思っております。しばらく時間の猶予をお願いしたいと思っております。

○木島委員 私がさっきから続けて質問しているのは、予算が少ない、だから法律違反をする、あるいは法律が全部生かされないという、そういう観点でいくと、私はこの問題でもそういうことがずいぶん並べられたと思うのです。

一つは、給食施設の危険、不良、合わせて三三〇でございまして。小中学校合わせて給食施設のちやうど三割が危険、不良であります。しかもその中には、調理室が老朽化しており、ネズミ、ゴキブリ、白アリが出入りしている。天井の塗料がはげて落下したり、天井に黒かびがはえたり、あるいは水滴が落ちたりしている。採光、通風が悪く非衛生となっている。調理室が狭隘なため廊下を配せん所や食器保管所に利用したり、牛乳、パン置き場に利用しているというのが、その三三〇なんです。

これは少なくとも学校給食実施基準、二十九年に出た文部省告示の中の第五条「学校給食施設は、保健衛生上及び管理上適切なものでなければならぬ」として、たとえばパン置き場等も書いてある。パン置き場が、この学校給食施設の保健衛生、管理上適切なものでなければならぬとするならば、この条文どおりいくとするならば、学校の廊下がパン置き場になっておるとすれば、これは給食施設ということになります。まともに考えて。大臣どうでしょう、このとおり言え。

〔委員長退席、久保田委員長代理着席〕

あるいは設備のほうもそうです。設備の流しその他も、「保健衛生上及び管理上適切なものでなければならぬ」といっているのですけれども、こゝでもまた水漏れとか排水不良、調理台の破損、あるいはさびやかびがはえておる、床に亀裂を生じて清掃や消毒ができない。こういうことが、私は、少なくとも金がないから法律の趣旨が十分に生かされていないところに、最高の断然トップの中毒患者というものが学校給食から出ているという一つの要素があると思うのです。

そういう意味で、これではたして——学校給食法の第一条にいう「学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資し、かつ、国民の食生活の改善に寄与する」とか、第二条の「食事について、正しい理解と望ましい習慣、あるいは「食生活の合理化、栄養の改善及び健康の増進を図る」という目標から見るならば、たいへん離れておる。しかも学校給食は、日本の学校の九八％くらいまでいってございまして。その三割三分まで危険、不良だといわれるならば、これはそういう法律どおりにやらないところからこのような多くの患者を出しておるということになるんじゃないかと思うのです。だから私がさっきから言っておるところの一つは、法律にきめられたものを文部省みずからが忠実に守っておらない。それが患者を出しているところの要素になると思うのです。

あるいは栄養改善法に、一回に百食以上の食事を供給する集団施設には栄養士を置くようにつとめなければならぬとある。あるいは一日三百食以上あるいは七百五十食以上のときには管理栄養士を置くようにつとめなければならぬとある。学校の場合、ほとんど百食以上ですね。ところが、栄養士が置かれておるのが七割ぐらいしかない。とすれば、それはつとめなければならぬだから必置じゃありませんよ、しかし、政府が民間につとめなければならぬといっておるものを、政府がまずやらないで民間にそう言うことは、これは力になりません。そういう問題もある。

あるいは学校給食の調理従事員数の基準というものを体育局長から出してありますけれども、その基準の人員に不足しているもの約三割、これまた同様であります。こういう自分で出したものが完全に守られておらない。点検もされておらないじゃないだろうかと思ふ。あるいは点検してもその次の指導がない、あるいはあつても予算がないのかもしれない。そういうところに問題があるんじゃないやしませんか。

それと同じ意味では、学校環境衛生基準の中で、これはやはり体育局長でありまして、学校

給食における食品の衛生の徹底についても出していらつしやいます。その食品を自主検査をすることになっておるが、自主検査をしないのが二％、基準すら知らなかったのが三七％、合わせて六割。学校給食の食品を自主検査しないという通達が出ておる。出ておるけれども、それを知らないというものが三七％、出ておるけれども全くないというものが二三％、両方で六割、しかも、しているけれども記録がなかったり結果の措置がないというふうなもの、これが三三％、合わせて九割、毎日子供の給食をしておるその購入食品というものを、検査しないのが九割だということなんです。これでは中毒が出るのがあたりまえです。しかし、そういう通達が出ておるのです。そこに問題がある。いま言つたようなことが完全に実施されておつたら、こんな断然他に大きく水をあけてリードするといふほどの中毒患者が、学校給食の中から出ないだろうと思ふのです。これはきわめて重大だと思ふ。

あるいは先ほど申しましたように、給食施設の設備費や修繕費に父母負担がある。あるいは給食に従事している方々の金がPTAやあるいは給食費の中から出ておる。これは先ほど言つたように、地財法の違反であります。一つは、学校給食施設をつくるのに父母負担させるのは地財法違反です。同時に、給食費から出すことなどは、これは学校給食法違反でしょう。学校給食法の第六条は「学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする」とある。だのにやはりこの場合でも人件費まで父母負担になったり、あるいは給食費から出ているとなれば、これは明らかに学校給食法六条違反だと思ふ。私は、いまこのところを違反だといつて責任を直ちに追任しているのじゃありません。しかし、少なくともそういうことの結果というものはこうなつておる。中毒患者をよけいにした。大臣、あなたもびっくりなさつたとおっしゃつたけれども、私もショックだから、あえ

てこのことを申し上げているのです。

こういうことは、私はまた逆に言いと、さつき言ったように、文部省が知らなかったでは済まされない。昨年の五月になされた物資購入等に関する文部省の調査によれば、物資の品質管理を確認しているのが四割、給食のために物を買つて、その品質管理をして確認しているものが四割しかない。あるいは冷蔵庫を保有しているものが単独校、すなわち学校ごとにやっているところでは八割しかないというのが昨年の五月に出ている。だから、私もこれを知らなかったし、びっくりしました。大臣もびっくりしたとおっしゃった。大臣は、こまかいことは御存じないから別です。けれども、びっくりすることはないので。昨年の五月にやつた文部省の調査に出ておつたのです。こういう施設で品質を管理するのは四割だ。冷蔵庫は八割しかないという中では、こういうことが出てくるのがあたりまえだろうと予想しなければならぬ。直ちに対策をとらなければならぬ。こういう背景でもって、たとえばここの給食費の予算をうんとつたり、老朽施設の三分の一がそうなんだから、これを直すために、これは市町村でしようけれども、どうするかという措置がとられるならば、これはこの報告が出ておすでに予算の措置をしておりますという、もっとまじめな、法律の趣旨を生かしたことができたはずで、私は、そういう意味でこれは非常にショックであつただけに、ほんとうにうれしかったと思うのです。この場合、全国の親に与えた影響、ショックというものは非常に大きい。この際何らかの明確な措置というものを早く、しかも国民の前に示さなければならぬと思うのです。このことをお願い申し上げます。

一回くらい形式的にしたものが、したほうでもほとんどです。だから改善を指摘しても、その指摘したところのものが改善されたものが六〇%、あの四割はされてない。しかしそれは六〇%改善したようだけれども、金のかからないものだけして、金のかかるものばかりはおらない。しかも、それでもって別にあなた方は確認をしておらないというところになると、日本の一番大きな中毒患者を出しているこの学校給食に対して、厚生省は一体どういう指導をしているのかという怒りを感ずる。この点についての御見解を承ります。

○齋藤説明員 ただいま先生の御指摘のとおり、学校における食中毒の発生患者数は、他の施設に比べて非常に多いわけでありました。ただ、先ほど文部省のほうから御答弁がございましたように、件数にすると三割もはございませんで、一割以下でございますけれども、やはり一たん起こりますと、人数が多いのと、それから抵抗力の弱い児童でございますから、発生すると非常に人数が多いわけでありました。そこで私どものほうも四十四年に、学校給食関係の中での中毒の防止ということで文部省の学校給食課のほうにもよく御相談をいたしまして、特に御注意をいたさすように都道府県の衛生主管局長に対しましても通達を出しておつたところでございますが、今般非常に詳細な行政管理局のほうの御調査がございまして、それに基づく報告がございまして、私どもも、非常にこもつともな報告でございます。一そら都道府県を督促いたしまして改善すべきところを改善し、監視指導を徹底させるようにいたしました。また、食品衛生監視員の数が非常に少のうございまして、自治省のほうにお願いをいたしまして、来年度は、地方交付税の算定基礎の中に全国で約三百人の監視員の増員をしていただく予定になっております。そういうことで、監視員の強化も、私どものほうではあわせて考えて徹底させたいと思つておる次第でございます。

○木島委員 まあ、これらについてはもう深入りをしませんが、きょうはこのことだけじゃなしに、私はさつきから一貫して教育費が少ないこと、それを多くすることによってまず違法をなくしよう、法律の精神を忠実に生かせばこういうことは、ないという一つの例でございます。

いま局長がおっしゃつたけれども、件数は確かにそれは少ないのだよ。しかし、それは理屈にならぬのだよ。件数が一番よいのは家庭なんですよ。それで、中毒患者の一番よい出たのは家庭なんです。家庭が三〇%出ているのですよ。それはさうだろう。しかし、人数がかわれば必ずしもさうだ。影響が少なくて、件数が少ないからといって何か弁解する、そういう根拠が間違つておると思つたのです。少なくとも学校給食に対するもの考え方というものに誠実さがなければ、子供や親に対して、健康を守り、いい習慣を身につけるといふ学校給食の目的すらも、そういう何か言ひわけしようという表現の中に、本質を十分理解していないのではないかと、う感じがあるのです、そういうことを……。それで、何かあります。

○木田政府委員 学校給食につきましていろいろと御意見のありました点、また、行政管理局のほうから報告のありました点等につきまして、私も、みづから従来からの問題点を取りまとめる努力をいたしまして、昨年の二月に保健体育審議会、これからの学校給食についてどう措置するかという基本的な、全般的な答申をちやうだいいたしました。そのときに論議をいたしました課題が、今回の答申につきましてほぼ私ども全部触れられておると思つております。これは、学校給食を今後どう立て直していくかということにつきましては、やはり一朝一夕ですぐにできるというものではございません。特に従来学校給食の運営を比較的学校まかせにしておりまして、もつと市町村の行政当局あるいは都道府県の行政当局、また文部省も一つの全体のシステムとして、わが国全体の学校給食をどうやっていくかということにつきましては、基本的に措置を取り直さなければならぬ課題があることはもう私どもも考えておるところであります。昨年の二月に全般的な答申をいただきましたし、今度また行管の報告もちやうだいをいたしておりますから、報告に触れられてない点につきまして、いろいろ問題を私どももお感じしておるところはございます。こういうことは、答申をもらひまして以後一歩一歩改善についての努力を積み重ねていくと思つておりました。ことしの予算につきましても、部分的ではございますが、そういう方向についての新たな歩みを始めたところでございます。木島委員御指摘になりました私ども自身の調査で知つておるじやないか——そういう努力もすでに始めてきたところでございます。

なお、子供たちの衛生の問題その他につきまして決して無関心でおるわけではございませんで、この牛乳の問題につきましても昨年来常に用心をして、厚生省とも連絡をとり、末端への注意を促してきておるところでございます。中毒のことも、決して件数が少ないからということで考えておるわけではございません。一件でも起こりますと非常に数が多い、これはたいへん大きな問題でございます。ですから、そういう中毒がこわいから学校給食をやりたいくないというところも事実ございまして、中学校の学校給食の普及が、一生懸命奮闘をいたしまして逆にも伸びないというふうな悩みも一面では持ったたいしております。たいへん、全般にわたりますむずかしい問題でございますから、御叱正がございましては結構でございます。軽くよく考えておるわけではございません。一生懸命御鞭撻を得て努力をしてみたいと思つております。

○木島委員 もう時間ありませんから、次に移ります。

それで、私はまず違法をやめろ、その次は法律の趣旨を生かせ、教育費をよけいに、それで先ほど大臣が言われたように、さらに前向きな新しいものをつくっていく。中には、先ほど河野先生御指摘のような大学の問題もございまして。

そういうものが国民所得に対する一定の比率の確保がされれば、私は、あまり大蔵省にチェックされないでもっと法律が生かせる、あるいはもっとうまいものができるだろうと思うのです。

いまここで一つだけそういう面でも、先ほど大臣もちょっとお話ししましたけれども、教員の待遇というお話がございました。これは全部じゃありませんけれども、大臣、昨年の新潟大学の教育学部の入学状況を見ましたところ、これは全部の教育学部ではないようでありましたけれども、募集人員四百五十五名のうち応募者が五・四倍ほどありましたけれども、許可数は、四百五十五に対して取り消しを予想して多少よけい、四百九十八を許可したのです。ところが取り消し数が二百十四、四割が取り消された。そうすると二百八十四しか入らないことになりましたね、四百五十五のうち。そこで二次分として許可したのが、百五十九名許可した。ところが、百五十九名を許可したうち入ったのが五十三名、三分の一です。二百八十四名と合わせて三百三十七名、だから、ちょうど七四％しか入らない定数から入っていないのですね。これをちょっと全国的にも調べてみたのですが、いろいろ各大学の事情もございまして、それから、これを直ちに言うことはできないけれども、教育学部はたとえば高知大学も定員に対して約七〇％、宮崎大学も七〇％ちょっと割っておりまして、こういう実態が一つは——これですべてとは申しませんが、なんですけれども、やはり教員というものが魅力なき職場になっておるとい、一般的によくデモシカなんていわれておりますことの一つのあらわれかとも思うのです。

そこで、大臣、もう御出席でありますから、しよせんやばり待遇をよくするということが一つの大きなポイントだと思ふ。だから根本的に、私は今回の四％なんというのは、こんなのはそういう前にもっとやらなければならぬ問題があるだろうと思ふのです。いま四％の問題は、これはまたあらためてやりまされども、一つだけのことを言いますと、たとえば、どうですか、プレオリン

ビックは終わつたけれども、スキーならスキー、子供に教えるために先生がスキーを買いますね。ずいぶん高いですよ、スキーの用具なんか、くつからね。これはしかし教材、教具ですね。先生の月給から出さなければならぬものだろうか、これはたまたま。しかし、もうあたりまえになっておられますね。いまの賃金は、人事院勧告は生活給です。だから、たとえば図書なら図書、研修なら研修といつて本を買いますね。確かに教育図書は量はいくら多いですね。こういうものを先生みずから買つていらつしやる。たとえば民間の研究費は会社が出しますよ。学校に図書館が完備し、図書室があれば、あるいは買わぬでもいいかもしれないけれども、しかし、そういうものは実はそれが高度の専門職という、教員に対する給与の一つのファクターではないでしょうか。どう大臣お考えになりますか。

○宮地政府委員 御質問は、教師の待遇の問題で、もつとよい教師を得るために処遇を改善せよということの一例として、スキーの器具の問題をお引きになられたのだと思ひます。したがって、それだけにお答えするのは先生の御趣旨に沿いませんが、申し上げると、一クラスで先生が一人おられる。その場合に、そういうものは教材、教具の中で買える。あるいは剣道などを先生が教えられる、そういう場合も、生徒分もあるようでございますが、剣道の防具は教材、教具で買える、こういうようなことになっておりますが、御趣旨の点、いろいろな点で教師の処遇が低いということは私も感じておりますし、また、いま答えたことで先生の御趣旨に沿つておるといふ意味でお答えしておるわけはございませう。

○坂田国務大臣 教育の成果をあげますには、何と申しましても教育の条件の整備と、それから何と申してもいい先生を確保するということには御指摘のとおりにも私も考えております。しかも日本の経済がこのように非常に発展しておりますと、どうしてもそちらのほうへ人材が流れていく

わけでございます。やはりある程度の思い切つた待遇改善措置をやらなければ、いい先生を確保することはできないというふうに私は思っております。したがって、その意味で教職員の待遇改善ということについて抜本的な対策を考えた。これは私がずっと言い続けてきておることでございます。この中教書の答申にもその点は触れられておる問題でございます。そこでございませうが、それまで行き着くまでにもなお努力を重ねなければならぬこととございまして、やはり超過勤務の問題も、これはないがしろにできない問題でございます。いいよこれに對し本俸四％の教職調整額という形で立法をいたし、皆さん方の御審議をわづらわしたい、そしてまた、ぜひとも全国の教職員のためにひとつ御協力を賜わりたい、さうに思つております。

○木島委員 時間がありませんのでやめますけれども、宮地さんいいますよ、聞きませんよ。ただ私は、さっき言ったファクターとしてあるでしょう。これは矛盾でしょう。大臣、いまあなたは、そういうことは言い続けておられるけれどもおっしゃるけれども、言い続けたつて実施できないわけだめなんです。その間はやはりいい先生は来ないのです。いい先生は来ない、その先生に受け持たれた子供は一生その影響を受けるわけですよ。だから早くしなければならぬ。そこで、なかなかこれは容易でないけれども、さういふ一つだけ。いま言ったように、たとえばスキーとか図書とか研究費、これは必要経費ですね。お医者さんの七二％必要経費の控除とまではいかないにしても、税法上弁護士にたいへん似ているのじゃないですか。弁護士さんは三割の必要経費の控除がありますね。だつたら教員の場合も、税法を改正したらどうですか。必要経費を認めたらどうですか。このことは税金がいかに安くなるかという金額もさることながら、そういう位置づけをすることが国の教育に対するあるいは教員に対する考へ方、いかに尊重しているか、重視しているかということの政策の一環としても、そういうこ

とがあつてもいいのじゃないですか。これならば来年でもできますよ。あるいは臨時国会でもできますし、あるいはこの国会でもできるかもしれないが、少なくともそのくらいのことはまずやりませんか。どうでしょう。

○坂田国務大臣 その点も一つの方法かと思ひますけれども、私はやはり正取法をいたしまして、教職員の待遇を抜本的に改正するということに最大の努力を払いたい、こういうふうに思ひます。

○木島委員 そういふことをあなたはいまもおっしゃつたけれども、先ほどあなたはさういふことを言い続けてきたとおっしゃつた。言い続けてきてまだできない。だから私は手取り早いことではないならば、たとえば必要経費の税法改正だけでもいいでしょう、さう言っているのです。そのくらいできませんか。

○坂田国務大臣 私は簡単に言い続けておるといふことを申し上げておるわけじゃないのです。教育の問題はじみん問題でございます。かなり長期間にわたつて言い続けなければ実現できないのです。たとえば私は、私立大学に対する助成等につきましては十年くらいになります。それが去年やはりできました。そしてまた、ことしもわれわれの考へておる一つの計画の第二年度として説得できる予算を私は獲得したわけでございます。さういふわけでございますから、いま言い続けておるけれどもできないじゃないか、できないじゃないかといふふうにおっしゃいますけれども、さういふことなく、やはりその言い続けておる過程において、その前提として、たとえば今度の調整額も何でもないとおっしゃいますけれども、何でもないのである、その言い続けておることを実現させるための第一歩であるから、御協力を願いたいということをおし上げておるわけでございます。

○木島委員 言い続けていてもできないじゃないかと言ふのじゃないか、そのくらい時間がかかるから、なかなか簡単にはいかぬと私は言つたのです。だから必要経費として控除すること、

そして賃金を上げること、そのことがいまだにできないにしても、せめて税金の必要経費の控除くらいは、それは弁護士並みに三割というのが高いか低いかわかりませんが、そういうことならはだれにでも認められる論理じゃないかと思うのです、生活給の中からそういうものを出すということは、だから、そういう意味で必要経費ということを考えていたらということをやった。そのことは額の問題ではないと私は言った。国の政策が教員を尊重するという一つの表現としてならば、わりあいやりやすいんじゃないか。そこに御所見を承っております。

○坂田国務大臣 だから、先ほど私は一つの見識というふうに承ったわけでございます。ただし、それをどうするかということにつきましては、ただいまは私はそれを考えてない。正政法ではやはり抜本的な給与改善に最大の努力を払うことが文部大臣として、私としての道であるというふうにただいまは考えております。だから、御意見は一つの御意見として拝聴したいと思っております。(せめて検討するくらいは言ったら)と呼ぶ者あり)もちろんそれは検討させていただきますと思います。

○木島委員 時間が過ぎましたからやめますが、ただ体育局長、この前クレイ射撃の御答弁をいただくことになっておったのですが、あれはできませんでしたか。もし文部省の見解が出たら国会に報告してほしいと言いましたね。クレイ協会の所沢の土地の問題、あれはできましたか、できませんか。できたら中身だけ。それについてはきょうは質問いたしません。

○木田政府委員 いまいろいろと私どものわかる範囲内の調査を続けておりますけれども、だいたい前のこともございまして、十分にお答えできるだけのものはまだ集まっておりません。

○木島委員 もう終わりますが、なるだけ早くお願いいたします。

○久保田委員長代理 午後一時再開することと

し、この際休憩いたします。

午後零時二十九分休憩

午後一時十一分開議

○八木委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

文教行政の基本施策に関する件について質疑を続行いたします。有島重武君。

○有島委員 先ほど来、一國の運命を左右するのは教育である、そういったお話が出ておりましたけれども、教育の運命を左右するのは教員に人を得るかいなかである、そして先ほど文部大臣はおっしゃいましたけれども、思い切った待遇改善をと言いつつ続けた、そういうようなお話があったわけではございません。

先般、人事院から教職調整額の支給等に関する法律の制定についての御意見をいただきました。そのお出しになった目的について少しお聞きしておきたいと思っております。内容につきましては、今後文部省のほうから法案が提出されてからいろいろ議論したいと思っておりますけれども、この前、昭和四十三年、五十八国会のときでございましたが、教職法の審査のときに、人事院総裁から、教職員給与体系の抜本的な改定を考える、そういったお話がございました。その作業には少し時間がかかるんだ、どのくらいかかるのかと言ったら、まあ五年以内にはできる、そういうお話でございました。それで、そのお考えはいまもお変わりはないかどうか、その点を伺っておきたい。

○佐藤(連)政府委員 確かに間い詰められました五年というのを口ばして、二、三の問答のあと、だんだんはやかしたつもりではありますけれども、五年というところは確かに申し上げた。五年間と申しますと、いま意見書を出すのは早過ぎやせぬかというようにも考えられますけれども、まあ善は急げということもございまして、結論を一応得ました以上は早くこれを法案化していただきたいという気持ちでございまして、なおしか

し、あと何年かのゆとりがございまして。さらにその周辺の問題があれば、じっくりとその方面の研究に専念したい、こう考えております。

○有島委員 ただいまのお話でございまして、抜本改定を検討しているうちに結論が出てしまったんだからやってしまった、発表したんだ、早まった。それはたいへんけつこうだと思っておりますけれども、このたびの御意見が、人事院としての教員給与に関するほぼ最終的な御結論であるか、あるいは給与体系のものと抜本的な改定ないしは新しい給与体系というものの構想の中のごく一環なのであるか、その辺のところはいかがでござい

○佐藤(連)政府委員 教員の方々の給与制度というのは、普通の行政職といういろいろ違った面で周到に考えるべき事柄を含んでおると思っております。したがって、事柄自体としては、これは相当腰を据えて、息長くあらゆる面から掘り下げていかなければ、ゆるがすべからざる結論というものは出ない、それほど重大な、またむずかしい問題であるろうと思っております。しかし、先ほど五年のお話が出ましたけれども、やはり根本問題として一つわれわれが当時から意識しておりましたことは、当時と申しますよりは、実は昭和三十三年の私の給与勧告の際における報告の中で触れておるのですけれども、教員の超過勤務の問題、これは当時から相当顕著な問題になっておったことでもありますので、それを一応問題として取り上げまして、勤務時間その他これをめぐる基本的な事柄について検討する必要があるということ、を、三十九年の報告書でもうたつたわけですね。そういうことも関連して五年ということばも出たのじゃないかと思っております、われわれとしてはまずその辺に焦点を当ててずっと研究をしておりまして、そこで、当面結論を得ましたから、今度のような意見書を御提出申し上げたわけでございます。この意見書の中身も、たしか当面ということはが一方入っていると思っておりますけれども、しかし、今日のところではこれが最大の対応

策の一つである。ただし、先ほど来申しましたように、もっと掘り下げての根本問題というのは、これで案ができたからもうおしまいというべきものではないから、さらに深く謙虚に、あらゆる面から周到な検討を要するだろう、そういう心がまえを持ちながらの意見書というふうに御了解いただければと存じます。

○有島委員 いまの総裁のお答えでございまして、さらに抜本的な新しい給与体系を今後考慮して、検討して発表する、そういうふうに受け取ってよろしくございまして。

○佐藤(連)政府委員 あまりまたはつきり申し上げますと、数年のうちにまた問題になる可能性がおりますから、そう早まったお答えはいたしませんけれども、しかし、その心がまえは、先ほど来申し上げましたように、これは相当腰を据えてじっくりと検討すべき事柄であらう、そういう意識を十分持ちながら今後もなお検討を続けてまいりたい、そういう気持ちでおります。

○有島委員 その腹がまえで進んでいらっしゃるといってお話でございましてけれども、それはもうずいぶん前からの話であると思うのです。いま私が伺いたいのは、一番最初に伺ったように、四十三年のあの五十八国会から数えて大体五年以内に抜本的な給与体系を考えることができる、そういうことについてのお答えをまだいただいていないように私は受け取るのです。もつとはっきり言っていただけあればありがたいのですけれども、今回の意見書の中で、教職員の勤務態様の特殊性というのを認められた、このことは私も高く評価できると思っております。ただし、今回の勧告は、一般職の職員の給与に関する法律のワク内での手直しと申しますが、そういうものであらうかと思っております。それで、教員の専門的職務にふさわしい新しい給与体系、これはそういうワクをもう一つ越えても考えることが可能であるか、人事院としては提案することが可能なか、それともそういうことまではもうできないのか、その辺はいかがでございましょうか。

○佐藤(逕)政府委員 公務員の給与の扱い方につきましては、私どもが一つの原則としておりますのは、同じ公務員相互の間での均衡の問題、これをやはり一応重く考えながら措置していくべきではないかというたてまえが一つあるわけです。したがって、私どもの立場から言いますと、そういうワクの中での判断になるであろう。しかし、いまお話しになりましたように、いろいろな職種によって相当職務と賃金の違いもありますから、もちろんそれに対応しての措置はとらなければならぬ。たとえばお医者さんの例を一つ考えましても、医療関係等も考慮して、普通の行政職に比べたら大幅に違った扱いをしておられるような面もございます。したがって、大きなワクの中であれこれ考慮しながら、いま申しましたようなそれぞれの特殊性に適した措置をとってまいりたいという、まあ大まかに申しますとそういう気持ちでおるわけでございます。

○有島委員 そういたしますと、一般職の教員給与を基準にして、その大ワクの中の特殊性に応じた修正と申しますか、その程度のことまでが人事院の仕事である、それを越えて新しい給与体系を考へることは不可能である、そういうお立場でございますか。

○佐藤(逕)政府委員 これは実態論から申し上げないといけないと思います。

たとえば現在一般職の給与表をごらんになりますと、行政職からすると表が同じ法律の付表に出ております。そしてその中に教職の第一表、第二表、第三表というようにな、医療職、研究職などと並んでそういう扱いになっておる。これは表のほんの形で問題でありまして、これは別の法律に取り出したところで、中身が同じなら意味のないことではあります。私どもはその形をどう変えようという気持ちは持っておりますけれども、いまの教員については、現在の制度におきましても、一般の行政職よりも相当優遇した形になっておるというところは御承知のとおりであります。さらに

また、今回の意見書から申しますと、その職務の特殊性から一般の行政職とまた違った扱いをしよう、こういうことの積み重ね、あるいはこれが集大成されてどういう形になるかというのには、先ほど申し上げました私どもの将来の検討にもこれは待つべきことではございます。たとえば当面のこの措置というようなもの、いまおっしゃった趣旨に沿う一つの措置であろうというふうに考えるわけではあります。

○有島委員 一番最初のお答えをもう一べん御確認申し上げたいのでございますけれども、今度の御意見は当面のものである、さらに抜本的なものを、ここ数年のうちにまた御意見を出される御用意があるのかどうか、そのことを伺っております。

○佐藤(逕)政府委員 これから今後検討を続けていきますから、成案ができればまた御審議をわづらわさなければならぬと思っております。しかし、根本問題としてわれわれが従来意識している問題としては、先ほど触れました以外に、いま給与局長から教わったのですけれども、たとえば三本立ての問題というようないことがあります。教職の中で第一表、第二表、第三表、第四表というように表が四つあるのです。たとえば小中学校、高等学校、大学というようない三本立て、さらに高等専攻入っておりますが、そういう形がいかにどうかというようない問題も含めまして、これは私どもとしては検討しなければならぬことだと思っておりますけれども、何かどういふことを言おうとして、何を言わせないとおっしゃっているのか、ちよつとそのヒントを与えていただけると話が簡単にいくと思っております。

○有島委員 では、ちよつと向きを変えまして文部大臣に伺っておきたいと思っておりますけれども、先ほど文部大臣は、望ましい給与体系を言い続けてきた、考え続けておる。今後と申しますか、現在もなおこうした給与体系についての調査研究の作業を文部省内でもって続けておられると思うのですけれども、どんなふうにならぬかをいまして

おられるか、それが一つです。それから、ただいま人事院総裁、何を聞いているのかちよつとわからぬというようないお話でございますけれども、文部大臣としては、人事院の今の意見は一段階として、さらに人事院がしっかりと給与体系を研究して、そして意見書を出してくることを望ましいと思っております。どうか、その二つを伺います。

○坂田国務大臣 先ほど申し上げましたように、教育界によき人材を得るということが教育を進める上に非常に大事である。そのためには、やはり相当の待遇改善というところを行なっていくかなければならない、こういうふうな考えをしております。従来人事院に對していろいろの御要望を申し続けてまいっておりますのでございます。

今回人事院からの意見書が出されたわけでございますが、従来から問題とされておりました教員の超勤問題に關する給与改善が中心となつております。私たちがかねてから要望しておりました給与改善措置のすべてについて触れられておるといふわけではございません。したがって、教員の職務の専門性と勤務態度の特殊性に基づいたあるべき姿の給与体系の確立を目標としておる文部省といたしましては、今回の人事院の意見については十分これで満足だといふわけではないわけでございます。しかし、そうではございませんけれども、従来の懸案でございました当面の重要な課題でございます。超勤問題の解決に役立つものでございまして、従来から政府、公務員とも人事院の勧告を尊重するといふ態度をとつてきておるわけでございます。文部省としてその意見に沿つた方向で所要の立法措置を講ずるべく、本国会に国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法案を提出いたしました。いづれこの委員会に付託になって御審議をわづらわすことにならうかと思つてございまして、したがって、私どももいたしましては、まだまだ抜本的な給与改善といふことを人事院にも要望いたしますし、また、われわれもいたしまして

してもいろいろな角度から検討をいたさなければならぬといふふうに考えております。

○有島委員 この問題がはつきりいたしませんと、今度法案を出されたときに、これはごく当分の措置なのか、数年後にさらにまた意見が出されるということを想定しての上の論議になるのか、あるいはこれは半永久的に考えなければならぬのか、これでもって論議の姿勢といふものはある場合には非常に先鋭化しなければならぬ。すでにこの意見書の内容だけにつきましては労働基準法を除外してしまふのかどうか、それから超勤勤務がなじまないといふような表現がしてございすけれども、こうした断定の根拠であるとか、あるいはいふゆる歯どめをどこでつけるか、人事院と文部省との相談でもつてやっていくのか、そういったこと、いまここでこの範囲でもって論議しても差しつかえないと思つて、さういふことは後にまた譲りたいと思つて、さういふ議論に入る前提として、数年後にはさらに出すつもりであるといふようなことが一つあるかないかでもつてたいへんな違いになつていくと思つております。

それで、いま佐藤総裁お聞きになつたように、文部省としてはさらにさらに人事院にもお願いしたいといふようなお話でございました。一つには、期間的にはいつごろ出したいと思つておるといふことが一つあれば、それを聞きたいと思つております。

○佐藤(逕)政府委員 もう期間のことばかり申しましたからここで申し上げることは御容赦願ひたいと思つて、文部省も御研究なすつて、また現に研究の成果をひきつけて待遇改善のために私どものほうにすつとすつとつてきておる、それから教員組合の方々も、さういふことでやはりわれわれのほうにすつとつていらつしやる、あるいは中教審といふような審議機関もさらにまた遠大ないろいろな構想を御研究になつていらつしやるという周囲の事情を踏まえながら私どもは私どもとして

また研究を熱心に続けたい、その研究の成果を得ましたなら一刻も早くお出しして御審議をお願いしたいと考えております。

〔委員長退席、河野(洋)委員長代理着席〕

○有島委員 いまの總裁のお答えで、この前の、大体抜本策をつくっておく、五年以内には出すと言ったことは、今度の意見書で御破算ではないのだ、そのように私は受け取ります。それでよろしゅうございませうでしょうか。

○佐藤(達)政府委員 五年より早目に出しましたからあと二年残っているじゃないかということもさつき触れましたけれども、そんなことを抜きにいたしましたも、先ほど来の意気込みで今後問題と取り組んでまいりたい、そういう気持ちでおるわけでございませう。

○有島委員 それに気がなるのです。だから、今度の抜本改正ならばそれでいいですよ。あのときは、抜本改正のために時間がかかるとおっしゃったんです。そう言われてしまうと、これは人事院總裁ともあるものが何となくすりかえ議論をなさっているのかと勘ぐりたくなるのですよ。それで今度の御意見でもって、あれは、この前おっしゃった抜本改正はこれでもってもうやめたというふうに認めると、こうおっしゃるのか、これはあの五年以内とおっしゃったそのワク内で、それこそワク内で一つの歩前進の措置でもって意見がまとまったので、これでもって発表したんだと、そうおっしゃるのか、それはどちらなんですか。

○佐藤(達)政府委員 すなおに申し上げますと、この間五年と申し上げました中の最も重要な部分をなしますものは、今度の超過勤務関係をめぐる処置ということが、あのときのお話の空気がからいってございませうし、私の申し上げた五年以内というのも、その辺を中心にしての研究というこの気持でたしか申し上げたと思います。したがって、それを中心として考えていただきますと、今回お出しした答案というものは、そこでもう一つは答案としてお受け取りいただい

けつこうである。ただ問題は、当面と申しましたのは、今度の意見書に接しての当面の問題としては、じゃあ高等専門学校はどうするか、大学はどうするか、その周辺の問題がございませうね。今度は高等学校以下を取り上げているだけのことでございませう。その問題は、非常に卑近な意味で言えば、周辺の問題として検討すべき事柄としてまず考える。さらに、先ほど来の遠大なる構想についての話ですね。それはまたこれとしてじっくりと考えていきたい、こういう気持ちになるわけでございませう。

○有島委員 やまだ私は、お答えについてはわからないところがあるのですけれども、今度のは、これが一応の意見の答申だということになりますと、私たちはやっぱり不満の表明をしなければなりません。それからその五年以内のワクの中でもって一歩前進であるとおっしゃるなら、これは高く評価しなければならぬと思つています。いまみたいな、最後のところであいまいにされてしまうと、私たちとしては非常にわれわれの意見の表明のしかたに戸惑う。

○佐藤(達)政府委員 それを早くおっしゃっていただければ明確なお答えを申し上げましたが、惜しいことをいたしました。そのあとのほうの、合格のほうの口というふうにお考えいただきました意見書というの、現在の事態からいえば最良の、最上の答案である。それは自信を持っております。

○有島委員 それでは、ここ数年の間にさらに抜本的な御意見をいただけるものと、私はここで受け取ります。それでこれを高く評価するようにいたしますけれども、また内容につきましては、こまかいことはまたいろいろその節に審議していきたい、そう思つたのです。總裁のお話としては、以上でけつこうでございませう。

それで、なお文部大臣に何っておきたいのは、この程度の措置でもってそれこそ人材を集めることができるかどうか。先ほど議論が出ておりま

したけれども、各大学の教育学部というところに集中して行く学生数そのものが非常に思わしくなりました。また立ち入ったことで、これは主観的な判断が多少入るかと思いますが、優秀な方というものが教育学部においてごく少数というふうなことを学部長さん方からも、私は何人かの方から伺つて、嘆いておられるのを聞いております。この程度の処置でもって人材を集められるか、あるいはこの間の所謂表明では「教職員に適切な待遇を得るべきか、その熱意と努力を期待できるか、あるいは、教育の成果をあげる上に最も重要な向上をはかる必要がある」と、これは必要條件である、十分条件ではないわけでございませうけれども、他にさらにまた必要条件を幾つか考えておられるかどうか、その点をお伺いいたします。

○坂田国務大臣 先ほど申し上げましたように、今回の問題は、人事院の意見というものは教員の超勤問題に関する給与改善が中心となつての御意見でございまして、そういうわけでございまして、私もそれといたしましては、さらにさらに抜本的な待遇の改善というものを考えておるわけでございませう。それでございませうけれども、しかし、超勤の問題はこの五、六年来の懸案事項でございまして、これは国として、文部省として何らかの措置をしなければならぬ問題でございませう。そういうようなことを全然おざりにして、抜本対策もさることながら、こういうことは一つずつ片づけていかなければならぬ問題だと思つてます。その責任というものが私どもにある、こう考えておるわけでございまして、その意味において今回の法律を御審議願ひ、こういうことでございませうから、もう先生の御質問のとおりにわれわれはさらにさらに——これはその一つの第一歩であるわけでございまして、まだまださらにいろいろなことをひとつ人事院にもお願いを申し上げますが、われわれ自身といたしましては考えてみた

い。しかも、いま人事院總裁からもお話がござい

ましたけれども、中央教育審議会におきまして、同様の趣旨によつて教職員の待遇改善について十分抜本的な改善を要するということが中間発表においても述べられております。おそらく最終答申においてもそのようなことの答申をなさると思つてございまして、そういうふうなものを十分尊重し、そしてこの教職員の待遇改善をはからなければならぬ、かように思ひます。そうすることによつて、初めてこの教育界によき人材というものを確保することができるとはなからうか、あるいは定着させることができるのではなからうか、かように考えておるわけでございませう。

○有島委員 大臣のお話、よくわかりますけれども、私が伺つた第二段目の問題は処遇の改善、これは経済的な問題でございませう。これは必要條件であらうと思ひます。人材を集めていく。企業にどうしてあつた人材がどんどん吸われていってしまふか。そういうことの問題でございませうけれども、やはり一つの目的観と申しますか、いまはやりのことばで申しますと生きがいと申しますか、そういうようなことが大きい条件になつてくるのではないかと。必要条件というものをさらに突き詰めて、どうしたら人材が集まつてくるのかということは、さらに検討していかなくてはならないのじゃないか、そういうふうに思つてお尋ねしたわけでございませう。

○坂田国務大臣 私は、経済的な意味におきましてかなりの待遇をするということ、それからやはり教職員の仕事の、いわば特殊性あるいは専門的な職業であるということ、そしてそれが子供たちの心身の発達、その中でとりわけ精神的な問題に触れる職業であるという意味におきまして、私は、おっしゃる生きがいというものを感ずるような職種であると思ひます。生きがいというものがやはり必要である、こういうふうに私は考えておるわけであります。

たとえば、私たちの仲間と一緒に大学を出た人たちが、最初はとにかくいい企業にということ

入りました。ところが、もう社長にはなかなかない、まあ部長ぐらいまでは何とかいけるんじゃないかならうか、しかし、いままでの学校を出てからの人生を振り返ってみると、確かに自分はエリートの道を歩いたようだったんだけれども、何か企業の歯車の中にあつて、自分の創意くふうといひますか、そういうものが生かされる面が非常に少なかったように思う、このあたりでひとつ教育というよりな仕事に、もしできれば、新たに勉強してでもそういう職業につきたいんだというような気持ちを訴える人たちが若干います。それは、私は、そういうような人たちに對しても、今度の大学改革の中において、四種の大学である程度教育をやり、そして現場に立つていただくというよりな道を開いたならばどうだろうかというような気持ちも持つておるわけでございます、確かにこれからは、教育という仕事が一ぺん新たに直視されてくる時期を迎えておるのじゃないかというよりな気持ちも一面において持つておるがゆゑに、その専門職としての教職員の待遇というものに對して抜本的な処遇の改善が必要である、こういうふうに考へておるわけでございます。

〔河野(洋)委員長代理退席 委員長着席〕

○有島委員 生きがいのほうはいじょうぶだ、あとは、それを裏づける財政措置が一番の根本の問題である、そういうよりな御意見だと思ひます。これについては、ここでは論議が長くなつてしまふと思ひますので、後に譲ります。

次の問題といたしまして、これも最近新聞等でも盛んに報道されました給食の問題でございますが、先ほども、行政管理局からの勧告についてのお話が出ておりました。また、先般の総理府の母親の世論調査などを通して見ましても、給食ということに対しての父兄の期待というものがたいへん大きい、それに対して行政施策が非常に不備である、そういうことが指摘されておるわけでございます、給食そのものに對しての文部行政の姿勢と申しますか、大臣のお考えですね、そ

ういったことを伺つておきたいと思ひます。

○坂田国務大臣 今日学校給食の普及が、中学校においてはまだまだという点はございしますけれども、しかし、小学校におきましてはもう相当普及をいたしておるわけでございます、おそれ、このことによつて子供たちの精神の発展あるいは栄養その他について、かなりの成果があつたのじゃないかというふうに思ひます。管理局から指摘されました意味において、中毒患者が非常に多い、あるいは施設設備等が十分でない、いろいろの欠陥はございしますけれども、また一面において、学校給食が果たしてきた意義とその効果というものはこれを評価しなければならぬ。評価するがゆゑに、けさほどの本島先生の御叱正もあつたわけでございます、またそれに対しては私たちが十分耳を傾け、そして改善をしていかなければならぬというふうに考へるわけでございます、まして、これからは特に、私といたしましては、もう少し物資の購入等につきましても、ほんとうに責任の持てる体制を整へなければならぬ。そのためには、やはり文部省あるいは都道府県というよりな各段階における組織化というものの、あるいは責任体制を確立するということが、あるいは、とにかく千四百万食を取り扱つておるわけでございますが、この給食の材料というものを購入する場合におきましても衛生的な、また安くて良質のものをどうやって確保するかということ、これは非常にたいへんなことだと思ひます。これはまたたいへんなことでございますけれども、これはやらなければならぬことだといふふうに思ひます、いやしくも中毒その他が給食を通じてやられるというよりは、一件であつてもなくなるようにわれわれは最善の努力を払ふなければなりません、その責任があるといふふうに考へておる次第でございます。

○有島委員 いまの大臣のお答えですと、今後は、技術的な問題が一番おもにお話の中にあつたのじゃないかと思ひますけれども、いままでいろいろな成果があつてきた学校給食が取り上げら

れましてから今日に至りますまでには、さまざまな紆余曲折があつたと思ひます。私が伺つてゐるところでは、初めのうちは、児童に栄養を与えるの、栄養ある食事を提供することによつて健康の増進、体位の向上をはかる。ところが、現在ではやや違った目的も持たされておる。また、将来においては食事が嗜好性ないしは娯楽性を強める、栄養といふことよりも、そういうことに傾いていくという傾向もあるのじゃないかと思ひますけれども、学校給食というものが学校教育の中でももつてどうした意味を持つのか、学校教育そのものが生涯教育の中でももつてどのような位置づけをするべきかといふようなことが論ぜられるようになっております。それで、学校給食は学校教育の中でももつてどのような位置づけをするのか、どういふ目的を持たせるのか、それからまた、いまは多分に理念的なことでもございしますけれども、それじゃ学校教育制度の中でももつてこの学校給食の制度がどのような位置づけられていくか、先ほど大臣は責任体制とおっしゃいましたけれども、そこら辺のところはどうなつてゐるのか、また今後どうなさるおつもりであるか、そういうことを伺ひたい。

○木田政府委員 学校給食は、端的に申しまして、発育期にあります児童生徒に栄養ある食事を提供して、児童生徒を健全に育てるということの一翼をになつておるものでございします。でございしますから、やはり健康に育てるという基本的な機能を持つておると思ひます。

次に、教育上の意義といたしまして、学校の場で先生と、また他のお友だちと一緒に食事がとれるという生活の場、なごやかな生活としての環境をつくつていくといふ大きな意味を持つておると思ひます。

日常の学校給食の活動自体は、そういうふうな子供の発育を助け育てるということと、それから学園生活を、なごやかに楽しいものとして形成していくといふ二つの大きな課題を持つておるかと思ひますが、ひいてはその学校給食が食生活、よ

い国民の食習慣の形成ということにつながつてまいります。それが学校給食の持つております基本的な課題だ。学校というもののの中におきまして、それじゃそれがどういふファンクションになるか、機能になるかということにつきましては、いま申し上げました育てるとかあるいは生活習慣を形成するとかいふ、そのことはやはり大きな教育の課題かと思ひますけれども、一面から申しますと、また学園生活を成り立たしめる基盤であるといふ言い方もできるであらうと思ひます。これを、毎日のことでもございしますから、いかによりよく整へていくかといふことは、かなり日常の具体的なこまかい仕事の積み上げについて、技術的にも事務的にも考へていかなければならぬかと思ひます。大臣から申し上げました食需要の取りまとめ、あるいはいい食材料を子供たちに与えていくその方法をどうしたらいいか、これはただ単に技術だけの問題ではございしませんで、学校給食の持つております基本的な命題に、学校の関係者だけでなく、市町村の当局者あるいは都道府県また私ども文部省の当局者としても、子供に栄養のあるものをどうして与えていくかという課題として、行政的に取り組まなければならぬ大事な課題だと考へております。

○有島委員 ただいま体育局長からお話がありましたけれども、その目的として、一つは栄養である、一つは児童生徒の学園生活を豊かにする、それからひいては国民の食習慣を良好なものにしていければいい、そういうことがございしました。

文部大臣に伺ひたいのですけれども、教育の場でもって食事を提供するといふことは、一見異常なことなんですね。戦後の異常時代から起こつたことですから、いろいろなメリットがあるの、で結構だけれども、いろいろなメリットがあるので結構だけれども、父兄などはもつとやつてもらいたいという声になつてゐると思ひますけれども、この辺でもつてもう少し給食の目的というものをしっかりと見定めないと、いろいろな措置をとつてもそこに筋金が入つてこないのじゃないかということ、私は心配するわけでありまして。たとえばこうした

義務教育における教員と児童生徒の関係というものを、教室においてもを教えていく、教えて訓練もするでしょうし、そこにいろんな教育の技術的なことがあると思ひますけれども、そういう目に見えたこと以上に重大なことは、教員の生徒に対する感化の問題ではなからうかと思ひます。そして学校生活の中でも、こういふ感化がやはり大きく取り上げられなければならないと思います。先ほどからの、教員のいい人が集まってもいいというところが当然起こってくると思ひますけれども、いまの食事の場なんというものは、これは非常に感化力が大いではないか。ですから、いまの栄養である、学園生活の豊かさである、食習慣である、こういうことがございすけれども、やはり一つの教育効果としてとらえていかなければならないのじゃないか、私はそのように思ひます。

そうなつてまいりますと、今度は、先ほど調理場の位置がどうであつたか、廊下にパンが置いてあつたか、私が見に行きましたも、給食の場というのは一番、何だか便所のそばみたいなところにあつたから取りつけてしまつたやうなところが多いやうでございす。そういう意味でも、やはり教育のどまん中にこの給食というものを今後持つていらつしやるのか、あるいは栄養というところに、やはり教育からちよつとはずれたところに置いておかれるのか。これはフォームの上から申しますと、教育のまん中に持つてくるのか、あるいは栄養というところに申しますと、やはり体育局だと思ひます。学園生活の云々というところになりますと、これはまたその位置づけも変わってくるのじゃないかと思ひます。そういうことについて、今後の給食のあり方については大臣の御見解を承つておきたい。こまかい話はまた今後の論議に譲りたいと思ひます。

○坂田国務大臣 先ほど体育局長が申し上げましたとおりでございますが、やはり教育的な意味というものは、いま先生が御指摘になりましたように、先生も子供も一緒に同じような食事をとると

いうことがどんなに子供たちに影響を及ぼすか、あるいはいろいろなものの考え方に影響するかというところは私も同様に考えておるわけでございす。したがひまして、日本でも昔から、たとえば禅宗におきましても食事のいただくということ、そのことが一つの行だという考え方があつたやうに思ひます。あるいはヨーロッパでございまして、たとえばイギリス等におけるケンブリッジ、オックスフォードの全寮制、そういう中において食事という時間、あるいは食事における礼儀あるいは食事をするときのいろいろの先生と生徒たちの態度というところは、ちょうど日本の大学の卒業試験にも匹敵するやうな価値を持つてゐるというやうなことも聞かされておるわけでございす。それはやはりそこに教育的意味というものを考へておるからではなからうかというふうに私は思ひます。その意味においてやはり食事と先生と子供たちとが一緒にゐる、あるいはお金持ちの子供もまた貧しいところの子供も、少なくともお昼は一緒のものを食べるというところにも教育的な意味があるのではないかと、いふふうに思ひます。その点ではどちらにどうというふうには申し上げられないわけでございす。やはり栄養の面あるいは教育的意味、そしてその結果としての食事の改善というより三位一体に考へていくべき問題だといふふうに理解をしておるわけでございす。

○有島委員 いま大臣のおっしゃつたやうな給食の教育における位置づけ、意味づけというやうなことをやはり明文化なさつて、そして今後の充実をはかつていかれるべきではないかと思ひます。いまだとしても大蔵折衝などということが現実にあると、これは教育とは筋違ひのことを半分慈善的にやつてゐるやうな感覚も多分にあるのではないかと思ひますけれども、いまの大臣の御認識ですと、これは教育的意味が十分にあるのだというところになりますと、法体系の中にしろあるいはそれ以下のことにしろ、やはり何か明文化なさつたほうがいいのじゃないかと私は思ひます。

れども、御所見いかがでございましょうか。

○坂田国務大臣 昨年の二月に答申を得まして、そういう総合的なところ方をしてまいらうというところで、いませつかく検討いたしておるわけでございす。明文化するかしなないかというところは別といたしまして、とにかくそういう理念ははっきりさせて、そしてそれを周知させた上で給食を実行していくということが大事だといふふうに思つております。

○有島委員 では近く明確にされた理念を發表されるということですね。それを拝見したいと思ひます。期待しております。

あまり時間がないのでおそろく中途はんばになつてしまつたけれども、もし残つたらまた後の機会にさせていただきますと思ひますけれども、放送大学の問題なんです。私も放送大学という名前自体がややこれは正鵠を逸しているのじゃないかと思ひます。これを広く公開していく、こういふメディアを用いてこれを広く公開していく、こういふ行方につきます。これは国民の期待が非常に強いと思ひます。昭和四十八年発足をおきめになつたわけでございすけれども、これは一日も早く国民の前にしつかりした方針を明らかにしていただきたい。特にこれは勤労青年など非常に期待しております。その方針を、そうした方針をいつごろ明らかにされるか、これを承つておきたいのです。

○坂田国務大臣 放送大学につきましては、御承知のやうに、昭和四十四年十一月にまず文部省と郵政省共同で放送大学問題懇談会を設置しまして、いろいろ基本的な問題を検討しまして、その後、その答申をいいますか御意見を受けて、文部省に今度放送大学準備調査会というものをつくりまして、昨年七月、放送大学の基本的な構想を明らかにした報告書を文部大臣に提出されたわけでございす。文部省といたしましては、このやうな報告書をもとにいたしまして、この具体化のために、その設立準備のために取りかかつたわけでございす。また本年度の予算におきまし

ては、テレビ及びラジオによる放送の実験の放送というものをやる予算も一応計上していただき、いま御審議をわざわざしておるわけでございす。そういうわけでございまして、いまこれをどういふふうに進めていくかということにつきまして、省内におきましてもいろいろ検討いたしておるわけでございす。

ただ、この実施主体をどうするかというやうな問題、これが一番大きい問題だと思ひますし、これが未確定のままになつておるわけでございす。やはりこの問題を早く確定いたしませんと、四十八年度といつておるけれども、ほんとうにそれに間に合うのかどうかといふやうなこともございす。この点につきましては、いま時間をいつまでもというふうにはお答えできないのをまことに残念に思ひますけれども、しかし、そう長くじんせん日を過ごすというわけにはまいらぬわけでございす。しかるべき時期にひとつ發表して、皆さん方の御批判をまた仰ぎたいといふふうに考へておる次第でございす。一応、考へ方としてはいまだいふん煮詰まつてまいつてきておると思ひます。これは大学局長から設置主体を……まあそういうことであります。

○有島委員 いまおっしゃつたやうに、放送大学設置にあつた放送事業体制について明確にされておらない。初めのうちは四十六年、ことしから発足の予定であつたと私は記憶しておりますけれども、今度は四十八年発足だ。これはもう私も信じてよろしいのかどうか。いまのやうに設置主体を明らかにしてない、このやうな状況下ではんとくに確信が持てない、このやうな状況下では年々から始められるのか、そういうふうになんか心配してゐるわけでございす。いまのお話ですと、近日中にこれはおまともになつて發表なさる、そのやうにお答えだつたと思ひますけれども、ことしじゅうくらいに、あるいは夏ごろですか、いかがでございましょうか。

○坂田国務大臣 いま近日中というやうな御指摘がございましたけれども、ちよつと残念なが

ら、まだ近日中に発表するという段階までは至っておられないわけでございます。しかしながら、本年度中にはどうなれどおっしゃれば、これはもう本年度中にやらなければならぬ。本年度中といつても、それは来年の三月までであるからというふうには私は考えておられないわけでございます。でございますから、その辺はとにかく少し努力をいたしまして、できるだけ早い機会に皆さん方の御審議をわすれずよう、御批評をいただくようにいたしたいというふうに思っておるわけでございます。

○有島委員 それでは四十六年度、そのように私は受け取ります。

今日まで文部大臣の諮問機関として準備調査会がある。このメンバーを拝見いたしますと、通信放送関係だとか、文部省の關係とか入っていらっしゃるわけですが、一番大切な大学問題の御關係の方がいささか少ないんじゃないか、あるいは教育改革という問題がここにどうしても大きな比重を占めるのではないかと思うのですけれども、そういったメンバー構成について、ちょっと私は不審な点があるように思われるのでございます。それで、いま大学局長とお打ち合わせなすつていたようでございますけれども、いまのところは社会教育局がこれは担当しているのですか、それで大学に関する問題であるのに、まだ大学事務局のほうに移管されていないんじゃないかと私は思っておりますけれども、こうした点はどうか思っているんですよ。

○坂田国務大臣 確かに最初の段階におきましては、これは社会教育局で取り扱っておりました。そして、もちろん大学との関係もございまして、常時大学局とも緊密な連絡をとりつづけてまいりましたけれども、この段階になりましたと、むしろ大学のほうにウエートが移されて、社会教育のほうに協力をするというふうなウエートがかわってまいりまして、これからはむしろ大学局が主体となっていくというふうに体制を整えつつあるということをひとつ御了解願いたいと思

います。

○有島委員 それでは近く大学局のほうに主管をするようになる、そういうことでございませう。

○村山(松)政府委員 いま議題になっております放送大学は、現在までの審議段階では、放送を主たる教育手段とする大学という一般的な考え方と、種々実施主体の問題なり内容の問題なり検討がされておるわけでありまして、その検討が済みまして、いよいよ固有有名詞として放送大学というふうなことで発足するその準備段階からは、学校教育法に準拠する国立の大学あるいは特殊法人による大学というふうなことになります。放送を主たる手段とする限りにおきましては、その放送というものはまた別途放送法関係の法体系で、法律的にも技術的にも問題がございまして、そういう問題は放送大学になりましては、もう一面は政府におきまして、現在のところは、そういう面は政府におきましては郵政省でありますし、文部省の窓口としては社会教育局視聴覚教育課で行なっているわけでございます。放送という技術的な面につきましましては、放送大学という段階になりましたら、社会教育局視聴覚教育課を通じて郵政省という関係で処理がなされるというぐあいに、私としては承知しておるわけでありまして、

○有島委員 ちょっとまた話が違ふように思われるので、当然これは郵政省ともたいへん密接なお話し合いもなければならぬと思うのです。その一番中心に大学局があつて、そこから一つ一つまた――私は立ち入って行政の区分について申す筋はあまりないわけでございますけれども、いまのお話だと、いまの形態をずっと続けていくのだというふうなお話があつたと思ひますが、いずれにせよこれは大がかりな画期的な事業である、最初はどうな小規模であるかもしれないが、非常に大きな問題でございまして、高等教育機関としての放送ということについての新しい審議会のようなものを設置なさるべきじゃないかと私

どもは考えているわけですが、文部大臣もつくにそういうことをお考えになつておられるのじゃないかと思ひますけれども、そういった御用意がございになるかどうか。

○村山(松)政府委員 放送大学問題懇談会及びその後つくりました放送大学準備調査会、いずれもそれぞれの段階における討議を終了いたしましたので、方針を打ち出して、いま目的を終了しております。これからは実施段階に入りますので、さらに必要な学識経験者等の協力を求めまして、実施調査会をつくりまして進めてまいりたいと思つております。これは法律に基づく審議会ではございませんで、予算措置をして行政上の施策を進める場合の部外協力者を集めるという形での調査会によりまして、問題を掘り下げて進めてまいりたいと思つております。

○有島委員 ただいま局長からは実施調査会である。これは当然しつかりした方針が定まつて、それをどう実施していくかというふうなお話だと思ふのです。ところが、この問題については試行錯誤は多分にこなされると思ひます。しつかり方針が定まつて、あとは実施していけばいいのだという一面もあるでしょうけれども、そうでない、まだ議論を尽くさなければならぬ問題が山積みしてあるのではないかと思ふわけでありまして、そこでお尋ねしたのでありますけれども、審議会をおつくりになるべきではないか、その点、大臣はどう思つていらっしゃるんですか。

○坂田国務大臣 私は、この段階になりますと、やはり設置主体というふうな問題には責任をもつて私たちが決断すべきだというふうに思つております。それから、いろいろのやり方等につきましては、すでに準備調査会でもいろいろな議論がなされておるわけでございますから、この段階で先生の御要望のような審議会をつくるということは、た

だいま考えておりません。

○有島委員 次の問題にいきます。これに関連してですけれども、生涯教育の中における高等教育制度のあり方について、これはたびたび大臣の御

見解なんかも伺つておりますけれども、生涯教育を制度化するためには、どうしても卒業後あるいは中途退学あるいは部外の受講生について、これは各高等教育機関におきまして、大学なら大学と大学、あるいは大学の中では各学部間で全日制、定時制あるいは通信制、そういうような幅を越えた授業の互換性ということがどうしても一般的なものにしなければならないと思ひます。

それから第二番目には、今度はそうしてあちらこちらでもつて聞く、あるいは年限的にも別な大学でもまた勉強しなければならぬというふうになりまして、単位の累次加算という問題がどうしても必要になってくる。単位の累次加算によつての資格の付与であるとか、そういったことを含めたシステムをどうしても実現しなければならぬ。こうした互換性の問題、累次加算のシステムの必要性、これについて大臣の御見解はいかがでございませうか。

○坂田国務大臣 この生涯教育を考えていきます場合には、どういたしましていま御指摘のようなことを考えていかなければならぬと思ひます。今回の中教審の答申におきまして、結局新たな制度をつくりまして場合には袋小路をつらぬいていくことが一つの基本的な考え方となつておると思ひます。そして各大学間、それから一たん職業についた人がさらに高等教育機関のある大学に行かれる道を開くということ、それから同時に、いまおっしゃる通りに、たとえ放送大学それ自身にしましても、行く行くは、これは相当先のことかと思ひますけれども、その単位そのものが、あるいはある大学の単位と同じようになければならぬところまで権威あるものにならなければ、ほんとうは理想的ではないというふうに思ひます。あるいはまた、各大学間においてもその単位を認め合うということの話し合いが成立するといふほど、やはり各大学間における教育の質が同質のものに近いようにならないことには、そういう相互理解あるいは承認ということではできないのではないかと一層に思ひます。この点に



案放送、そういったものを調和をとって放送する  
ように、そういう規定はございます。したがいま  
して、いわゆる民放自体にも大学程度まではいま  
のところございませんとしますが、中等教育あ  
るいは高等程度の教育の放送をやっているところ  
はたくさんございます。

○有島委員 それじゃちょっと中途はんばでござ  
いますけれども、これでもって終わります。また  
あと機会を得て問題を詰めてまいりたいと思いま  
す。

以上で終わります。

○八木委員長 鈴木一君。

○鈴木(一)委員 だいぶ早くやつてもらいたいとい  
う要請がありますので、なるべく簡潔に質問し  
ます。大臣以外に答えてくれないですが、坂田  
さんはだいたい退屈のようでありまから……

最初に坂田さんにお伺いしたいことは、あるい  
は時間がたっているのをお忘れになったかもしれ  
ませんが、四十四年度の通常国会で私が文部大臣  
の所信表明に対して質問した問題です。そのとき  
に、学校教育法の一部を改正して各種学校の法的  
地位の確立はぜひやつてもらいたい、その際、外  
人学校であるとか教頭の地位とか各種学校とは何  
ら関係のないような法改正までくつつけてくると  
各種学校の要望にこたえることもできないから、  
これは切り離してやつてもらいたいというところを  
お願いしたのでありますが、大臣も私の要請を大  
体了解したと私が見ておったのでございます。と  
ころが、幸か不幸か大学問題の国会となつてし  
まう、委員会もごたごたしまして実現できな  
かつたわけでございますが、今回は別に紛争もな  
いようだし、この三年前のお約束を実行する御意  
思があるかどうか、お伺いしたいと思ひます。

○坂田国務大臣 私といたしましては、その問題  
も何とかして早急に解決したいというふうには考  
えておるわけでございますが、しかしながら、今  
度の国会におきましていろいろ重要法案もござい  
ますが、また私としてもお願いしたいわけござい  
ますが、やはり私だけの一存でこれを御提案申

し上げまして成立しなかった場合は困りますの  
で、出しました以上は成立を期さなければならま  
せん、そういうようなことございまして、いま  
少し時間をかしていただきたいというふうに  
思っております。

○鈴木(一)委員 大学問題はおれにまかせろとい  
うふうな気概で国会に臨んだあなたにしてみれば  
ずいぶん弱気だと思ふのですけれども、私が要望  
するのは、端的に申し上げますと各種学校だけ今  
度の国会で片づけろ、こういうことなんです。こ  
れは長年の懸案なんです。ですから、これを片  
づけるには確かにいろいろ問題もあるかもしれま  
せんけれども、外人学校とか教頭の地位とかい  
うこと別にして、これだけ単独に出されれば、私  
はだれも反対する者はないと思ふのです。だれ  
も反対する者はないものが通らないことはない  
と思ふので、私はまず通ると思ふのです。教頭法  
の問題はあるかもしれませんが、通ると思ふ  
のです。この点、どうなのですか、はっきり言っ  
てください。

○坂田国務大臣 その点は、言うのは非常に簡単  
でございますけれども、なかなかむずかしい問題  
も実はないわけではございませんので、私といた  
しましては慎重に、そして初心が貫けられれば幸  
いであるというふうに考えております。また御意  
見の趣は十分胸に体しまして、今後検討をいたし  
たいと思ひます。

○鈴木(一)委員 むずかしい問題があるというの  
は何ですか。具体的に言ってください。それでな  
ければ納得いきません。

○坂田国務大臣 そこを鈴木さんは非常に割り  
切つていらつしやるわけでございますが、これを一  
つでやるのかあるいは二つでやるのかというところ  
にむずかしいところがあるわけでございます。  
一つでやれば、これはたやすいということも一面  
においては私としては考えられることございま  
すけれども、それを一つにしたほうがいいのかど  
うなのかというところが、まだ実は残つておるわけ  
です。そこにむずかしさを感じておるわけです。

○鈴木(一)委員 坂田さん、あなた少し混乱して  
いると思ふのです。各種学校とそれから教頭職  
の地位を確立するのと何の関係がありますか。私  
はないと思ふのです。両方ともどうしても一体  
不可分なものなら一緒に出さなければならぬと思  
うのですけれども、各種学校の問題と教頭の問題  
は、ただ一つの学校教育法の中にあるだけで、私  
は何も関係ないと思ふのです。関係があると思  
われるのはあなたたちの錯覚だと思ふのです。自  
民党の中にはりっぱな人もおるし、また少しめ  
くちゃん人もおると思ふのです。そういう人が何  
だといって圧力をかけるせいじゃないか、こうい  
うことだと思ふのです。私も全く迷惑なこと  
で、野党も全く迷惑、各種学校も迷惑だと思ふ。  
どうしてそれが二つ離せないのですか。あるいは  
もう一つあるかもしれません。三つあった。三段  
ロケットだと思ふ。これは各種学校とは何も関係  
ないですよ。これを割り切ってください。そう  
すれば質問終わりますよ。

○坂田国務大臣 質問終わると申されましても続  
けていただかなければならぬのでありまして、  
やはりその点は、もう少し考えさしていただき  
いと存じます。

○鈴木(一)委員 考える余地は、私はないと思  
ふのです。考えることなら私だって時間をおきま  
すよ。しかし、何も考える必要はないので、関係  
ないことを二つ結びつけて考えておるあなたの頭  
が私は混乱しておると思ふのです。もつとすか  
つしてください。もう一回言ってください、ご  
まかせないで。はっきりとこれだけはやるんだと  
この前もお約束したはずなんです。ことばは  
はっきりしておりませぬけれども、大体それらし  
いことを言われたので、私はあつさりとはこ  
をさめたのです。関係ないものを持ち出してや  
れることは、私はまことにあなたらしくないと思  
うのです。あれだけ大学問題では勇をふるつて  
やられたあなたが、このことになるらしめんとし  
ておられるのはどうかと思ふのです。もう一回  
言ってください。

○坂田国務大臣 これにはやはり経緯がございま  
して、なかなか頭も十分整理ができせんことを  
まことに残念に思つておりますが、もうしばらく  
時間をかしていただきたいと思ひます。

○鈴木(一)委員 それでは、あなたを助けるよう  
にこちらのほうで計らつたらいいですね。あなた  
の苦衷を察して、みんなと相談して国会のほうで  
ひとつ独自に片づけましょ。委員長、そのこと  
をひとつよく腹の中に入れておいてください。坂  
田さんにこれ以上聞いても時間が経過するだけ  
ですから。

もう一つお伺いしたいことは、この前の臨時国  
会でもちょっと触れました医師の教育、養成の問  
題ですが、実は東海地区に住まっておる私の友人  
からこういふ依頼を受けたのです。自分のむす  
こは、あまり頭がよくないが医者になりたい。友人  
というのには医者ですけれども、聞くところによ  
る、最近東海地区で二つばかり医科大学を申請し  
ておるところがある。どつちでもかまわな  
いから、何とかひとつ早く許可ができるように、君は文  
教委員だから応援してくれぬか、こういう話なん  
です。だから、許可になつたらそこに入れて  
のだから、相当やつぱり金もかかる、入学  
の報道によると、相当やつぱり金もかかる、入学  
金裏合わせで二千万以上の金もかかるだろうと  
いうふうなこともいわれておるから、そのぐ  
らゐの金はだいたいふかためしに聞いてみた  
ら、せつかく病院建てで自分つきりにしておく  
のもつたないし、むすこがそこに入ればあと  
継ぎもできるし、そのくらのことはどんな無理  
をしても金をつくるのだというふうなことを言  
ておりましたが、これは、私は一般の医師の中に  
ある一つの傾向だと思ふのです。しかし、これ  
では私は正しい医療行政はできないと思ふし、ま  
た医師の教育ができないと私は思ふのです。で  
から、そういうふうな大学に多額の金を出して  
入った者は、やつぱりかけたものは回収して、さ  
らにもうけなければならぬというふうな気持ちに  
なるから、もうけるほうに走つてしまふ。こうい

うことになって悪循環を繰り返すばかりだと私は思うのです。だから、ここで大臣に要請したいことは、現在各県に一つずつあるいは二つぐらいの公立の大学もあるわけですね。しかし、その中で医学部のないところが十六校もあるそうです。こゝのなにもないところに、一校大体百億かかるというふうな俗にいわれておりますけれども、百億くらいかかるとしても千六百億あれば、全部医学部をつくることのできるわけですね。ですから、考えようによっては安いものだと思うし、こゝで一斉に十六校つくれというわけじゃないので、五カ年計画立てたら一年間に三百億あれば、五カ年で十五校できるわけですね。ですから、文部省としてもこのくらいのものでつくるといふふうな、画期的な一つの医師養成というふうなことに對して踏み切る意思がないのかどうか。人間尊重とか人命尊重とかなんといっていますけれども、こういうことは、私は何はさておいてもやらなければならぬことだと思つて聞くとこゝろによると、僻地のほうには医者がいないということから、知事会が思ひ余つた結果、都道府県に金を出させて僻地に勤務する医者を養成する大学をつくるというふうなことが新聞やテレビでも出ておるようでございます。しかし、何か九年間僻地に勤務の義務を負わせるということでありまして、大学を出て九年間ばつとそういうところに行かれたら、もう研究も何もできないし、私は決していい結果がそれで生まれるとは思わないのです。これは医者が不足だから、思ひ余つてそういうふうなことを考えたとは思つては思つては思つては、私は少し文部省側の意慢ではないかと思つては思つては、金がかかるからやらないんだというところだけでは、これは済まされない段階に来ていると思つては思つては、ですから、こゝしはもうすでに予算が組まれてしまつたわけですから、来年あたりから五カ年計画でも立てて、そうした大きな政策を打ち出すような気持ちはないのかどうか、ひとつお伺いしたいと思います。

○坂田国務大臣 鈴木さんのいまの御指摘は大体今日の国民の気持ちと一致するのじゃないかと思つて、私自身もそのようなことを考えておるわけでございます。本年度中にひとつ医学教育というところについて、基本的な文部省の態度というものを書きめたい。そのために、いま事務局に命じていろいろ検討いたしておるところでございます。もちろん私立医科大学の要望もございまして、この条件等がどの程度ならなければこれを認めていくということも考えておるわけでございますが、今日の段階では、私立医科大学という場合は相当多額の学生負担、学生納付金というものがございまして、この分でもまいますとお金がない人は医学教育を受けられないような状況になりかぬない。一種の社会問題を引き起こすというふうには私は思つてございまして、したがって、少なくとも数年の間に二つ三つの国立の医科大学、これを付属、大学の医学部としてやるのか、あるいは単独の医科大学をつくるのかは別といたしまして、とにかく国立の医科大学というものを最小限度二つ、三つはどうしてもつくらなければならぬというふうな気持ちでございまして、鈴木さんは、十六都道府県に、ないところには全部というお話でございました。そのお気持ちはよくわかるわけでございますが、医学教育というのは実はお金だけではできないわけでございます。お医者さんの先生の確保というものが非常にむずかしいございまして、そういうことを考えますと、にわかに十の医科大学というものをつくるといふようなことは、ちょっとむずかしいのではないかと、私には思つてございまして、そういうわけでございます。この問題についてはほんとうに真剣に、具体的に取組みたいというところを申し上げておきたいと思つては思つては、二つ三つくらいではとても私には間に合はないと思つては思つては、国のはうがそういうスローテンポだからこそ、いま言ったような多額の経費のかかる私立の医科大学がどんどん申請してくる。この基準があると思つ

のでありますけれども、その基準にそぐわない点を指摘されれば、また金を借りるなりいろいろくめんしてつくっていく。そうすると、結局そういうものをどんどんだれかがやりだして、文部省のほうの指摘のとおり設備ができれば、あるいはまた教授がそろえば、認めざるを得ないと思つては思つては、私は、医師の養成がそういう方向にウエートがかかることはまずいと思つては思つては、むしろそういうものはもうこの辺でストップしてしまつて、国の全責任でそういうものをやっていくのだというふうな考えをする。私は、最初から最善のものはできないと思つては思つては、ベストのものはあり得ないので、確かにその教官というか教授も足りないかもしれない。最善の人はいないかもしれない。しかし、ベターだ、よりいいものというところで待遇もよくしていけば、私はかゝうな状態で、ここ数年間に三つ四つぐらいつくるといふようなことは対策にはならないと思つては思つては、たとえば、金がかかる点は私も認めなければならぬ、何でもかんでも基準どおりりっぱな総合病院をつくる必要はないと思つては思つては、なるべく本体は小さくしてもいいと思つては思つては、そのかわり、大学病院のできるようなところは大都市と名のつくところでしょうから、それぞれ公立病院なり公共性の高い病院があると思つては思つては、ですから、それとの関連においてそこを整備させていく。それに必要な器材とかそういうふうなものに対しては補助金を出すなり何かして、そこをセツトになった形で大学病院を建設していく。そうすれば、いまのような基準でその多額の金をかけなくてもやっていけると思つては思つては、私ははるかにふうのしかただと思つては思つては、文部省のやることは、四角四面に過ぎてしまつて時勢にそぐわない点もあるのじゃないか。たとえば、授業料を値上げしろとは言いませんよ、けれども、いまの国立大学の授業料なんというのは一万二千元だといふのです。月に千円ですよ。幼稚園の生徒よりも安いのです。将来これを無償に

する考えならば上げないのも一つの方法かもしれませぬけれども、いまの世間一般の常識からすれば、あまりこれはバランスがとれていないと思つては思つては、教育というふうなことで、あんまり時代から離れ過ぎてしまつて、時代の流れにそぐわないようなところもあると思つては思つては、こゝ二、三年間で二校か三校ぐらいつくればいいのだというのはいささかところからきやしないかと思つては思つては、大臣、とてもその程度のことでは医療行政、医師の養成の抜本的な対策にはならないし、七〇年代の期待にこたえるようなものでは私はないと思つては思つては、

○坂田国務大臣 鈴木さんももうすでに御承知の上でいろいろ御質問をしておられるとは思いますが、けれども、実は申し上げます、戦前におきまして一つの学部、一つの大学で百名以上を定員として教育しておつたわけでございます。これを戦後かなり定員をシビアに考へまして、八十名くらいにすつとやつておつた。最近ようやく百名くらいにはなつたわけでございますが、これをもう少し百二十名くらいまでは教員、先生方の定員を確保し、あるいはその他施設設備、予算等を考えれば、これはかなりの医学生養成ができるというふうには思つては思つては、

それからもう一つは、公立医科大学が九校あるわけがあります。これも六十名とか八十名とかいうこととございまして、これに對しましては、実は公立の医科大学等についてわれわれは十分の国庫補助もいたしておらないわけでございます。こういうようなことをもう少し考へて、そしてその定員を、六十名のところを八十名とか、あるいは八十名のところは百名とかいふようなことにいたしますと、かなりの医学の学生の養成ができる。この点は、実は自治大臣が新しく僻地に医者を獲得するために自治省で医科大学をつくらうということに今度きまつたわけでございますが、そういうお話がありましたときに、自治大臣にも実は私は申し上げたわけでございます。そういうようなことを考へまして、実は厚生省にお

願いをいたしました。大体日本の今後十年間はかりの間にどれくらい医師が必要であらうかということ、ひとつ權威ある数を出したい。これに基づいて私どものほうでも医師の計画養成といふことが、そういうものを考えてみたいといふことで、厚生省のほうからもわれわれのところいろいろの御意見等が参つておるようでございます。この点についても検討をいたしておるわけでございまして、それやこれやを検討いたしまして、また日本列島全体をずっと見回してみて、そして医科大学があるところ、あるいは五百ベッド以上の病床のある病院等の全然ないところ等々をブロック的に見てみますと、大体ここそこ、このあたりというところは出てくるわけですね。こういうようなことをもう少し客観的に語めてまいりまして、そしてわれわれ自身として、国立の医科大学としてつくるべきものはどれくらいかというのをひとつ考えてまいりたいというふうに思っています。

それから、少しサボつておつたのではないかといいことでございますが、結果としてはそういうことにならうとは思いますが、一応大学紛争そのものが医学部のあり方、それから実は出発をいたしておられます。そして、その問題もまだ解決をしておらないわけでございます。この中教審の答申におきましてもこの点がまだまだ十分な検討がなされておらない。したがって、むしろ私は、中教審は中教審として、この問題は切実な問題であるから、われわれ独自にひとつ考えていかなきゃならない。したがって、本年度中にまとまつた見解をひとつまとめた。そして鈴木さんの希望されるような新しい医科大学等もひとつつくつてまいりたい、こういうふうに思っております。その前提としてはいまの定員法等のことがございすけれども、これはいまの社会の要請にこたえるためには、ぜひともそのワクを撤廃してもらいたいというふうにわれわれは考えておる次第でございます。

○鈴木(一)委員 もうあまり長くやりませんが、

大体やはり目標が必要だと思ふのです。俗にいう人口十万人に対してどのくらいの医師があらばいいんだということ、しかもこれから福祉国家といふことで考えていくならば、少なくとも私は、最低十万人に対して百五十人くらいの医師は必要じゃないかと思ふのです。そうしますと、現在国立の二十五、公立の九、私立の十六、合せて定員は四千四百ですか。そうすると、これ以上も私立はつくらぬ、金がかかつてしょうがないです。しかもそこを卒業した医師が必ずしも命を預けるに足るかどうかかわりません、金で入るあまりでよくない者もおるかもしれません。それから、そうすると、いま言つた十六府県ですね、な

いところに医学部を設けて、たとえば定員百名にすれば千六百になります。そうすると大体六千ですから、人口十万人に対して百五十人というふうな数字が私は出てくると思ふのです。少なくともこのくらいの医師は確保すべきものだと思ふのです。ですから、大臣も、唐突に言われてはいけません、やりますと腹もたげないかも知れませんが、やらせども、他のことも、いろいろそれは重要な問題もあるかも知れませんが、こういう基本的な人命に關する大問題です、ひとつ真剣に取り組んでもらいたいと思ふのです。あなたに在職中に、大学問題も確かに一応紛争は解決しました。しかし、内容はまだ何も解決していません。そこにも大きな問題があると思ひますけれども、少なくともこの医師の養成については、あなたが在職中にはつきり筋道を立ててもらいたいと思ひます。もう一回ひとつ所信を表明してもらいたい。

○坂田国務大臣 医師の養成に對しましては、真剣に積極的に取り組んで、御期待に沿いたいというふうに考えております。

○鈴木(一)委員 これでやめますが、ことしじゅうに一つのそういうビジョンというか方向を、五年計画ぐらいの、十六全部含まれなくても、少なくとも十校ぐらいは五年間につくるぐらいの、そういう文部省の案を出してもらいたいと思ふので

す。必ずこれは世論の支持を受けますよ。これをひとつお願いしておきまして、もうこれでやめます。

○八木委員長 山原健二郎君。○山原委員 時間が迫つておるようですから、三

つは、二月八日の人事院の意見書について文部省の見解を伺つておきたいのです。この問題は、教員からも特に超過勤務手当をよこせという要求は長い間の要求でありますし、またずいぶん議論をされてきたところでもあるわけですが、今度人事院の意見書というものが、これにつきまして、今日までのこの問題に關する司法権の問題です。それは、たとえばいままでこれは裁判上の問題となつておりました。裁判の上から見ますと、たとえば昭和二十五年の京都地裁の判決、それから静岡地裁の判決、さらにそれに付随する高裁の判決、それから大阪地裁の判決、これは昭和四十二年ですね。それから東京地裁の判決が昭和四十五年、それから東京高裁が、これは静岡地裁に關連して行なわれておるわけですが、いずれも超過勤務手当を支払うべきであるといふことですね。法律上から申しますと、司法権の面から見ると、これは明らかに國側が敗訴しておるという問題があるわけです。

そういう中で、時間がありませんから、ちょっと東京地裁の判決だけ少し読み上げてみます。今度の人事院の意見書の中には、これはなじまないという問題がありますけれども、東京地裁昭和四十五年四月二日ですが、この中にはこういうふうにかしつてあるわけですね。途中から読みますが、「しき並に勤務の実態そのものは、教員が現実に勤務した時間を算出することが事実上容易でないこと」の説明にはなるものの、右の教員の勤務の実態がすでに教員が時間外勤務をすることがあることを示しており、この時間外勤務時間の算定が不可能であると称し得ないことは当然である。」といふこととですね。そしてさらに引き続いて、「これまで認

定してきた諸事実に立脚して考察すると、教員の職務が本質的に時間外勤務手当になじまない性質のものであることは断定し難い上、これを法定法に照して見ると、三々として、こういう判決になつておるわけですね。したがって、この司法権の立場から申しますと、法律的判断としてなじまないといふ断定はしていいわけですね。それを人事院という行政府の一機關が、そういう認定をすることが正しいかという問題です。三権分立の立場から申しますと、これは明らかに大きな問題をほらんでおると思ふのです。しかもそれをどういふふうに行政府が受け取るかという問題については、その辺の司法権との關係で明らかにしておく必要があると思ふのですが、この点について文部大臣の見解を伺つておきたいと思ひます。

○宮地政府委員 ただいまお引きになられました各地で起こつております超過勤務問題についての訴訟でございますが、東京の例をお引きになられました。この点につきましては、現在の制度を前提として裁判所は、超過勤務といふものは、時間の測定はできたにしてもできるから、原告のいう超過勤務手当を時間ではかつて払つてやるべきであるといふ判断をお示しになつたものと思ひます。しかしながら、人事院のほうでは、現在の制度でその裁判がどういふふうのことはございまして、現在の制度はなじまないもので、将来はこうすべきだといふことをいつておられると思ひます。したがって、私ども、現在の制度につきまして云々といふことはなく、将来の問題として法律を出して、教員の専門職たる職務と勤務態様にふさわしい形にしていきたいといふことでございまして、裁判所がお示しになられたのはあくまでも現行制度のもので、現行法のもので判決であると思ひます。さらに、最高裁までいっておる静岡の例がございまして、そちらのほうの判決はまだでございます。そういう關係から、人事院が勧告をされたのは必ずしも裁判所がいわれることが間違ひであるとか何とかいふことじゃなくて、将来の問題はこうすべきであるとい

うことを勧告されたように私も受け取っております。

○山原委員 現在、静岡問題は最高裁の問題になつておるわけですが、この問題については長時間にわたる論議もありました。したがって、少なくとも、一歩退いたとしても最高裁判所における判決が出るまでは、この問題に触れるべきではないという見解を私は持つておるわけです。

それと同時に、教育の地方分権の立場から考えましても、私の調べましたところでは、超過勤務手当を支給すべきであるという判定を下した県の人事委員会はこれぐらいになってゐるわけですよ。福島、千葉、島根、熊本、宮城、北海道、新潟、秋田、広島、岩手、山形、宮崎、長野、群馬、香川、岡山。その他のところは該当の訴訟がないというような場合もあるかも知れませんが、これだけの人事委員会が超過勤務手当を支給すべきであるという——これはもちろん勧告でありまして、少なからず超過勤務手当についてどういふ判定をしておるというのを考慮に入れた場合、教育の地方分権の立場から、これは当然尊重すべき問題だというふうに考えるわけです。その点について文部省側の見解を伺つておきたいと思ひます。

○宮地政府委員 いまおっしゃいました人事委員会、たしか二十三県でございましたか、いま先生がおっしゃいましたようなことをいつておられます。これに對しまして、文部省といたしましては、その人事委員会のいわれるのは間違つておるから、そうすべきでないといったような指導は、いまだかつて一度もいたしてありません。ただ、超過勤務につきましては、文部省としては超過勤務命令を出し、勧告して、しかもただで勧告してよいのだという指導は何らしてないわけでありながら、超過勤務は教師に命令するべきでないのだというところは、終始指導いたしておりました。しかし、人事委員会が問題になり、あるいは裁判所で問題になりましたもの、その

ほとんど全部と言つていいと思ひますが、当局が命令を出したわけではないけれども、職員会議等が事実上勤務時間以降にわたつて行なわれておつた、それは命令は出してはいないとしても、同じような効果がそこに及んでおるわけではないかといふたようなことでござります。したがって、私に對して、文部省としては裁判所の判決がよくないとか、人事委員会でお出しになられたものは間違つておるとか、指導はいたしてありません。

それから、そういう係争中のことであるのに人事院の勧告に基づいて法律等を出すことは少なくとも差し控えるべきではないかという前段の御質問ですが、私も人事院の勧告をいただいております。私も、いま係争になつておるから、その係争中のものを消すために既往にさかのぼるような法律案を考えておるというわけでは毛頭ございせん。これから後の問題につきましては法律は効果を発するということでございますので、先生がいまおっしゃいます点につきましては、私ももとしましては、直接先生の言つておられることと私もがしうとすることは趣旨において反してないと思ひます。

くどいようですが、過去のそういうことについて、それを消すために法律効果が既往にさかのぼるようなことをしようということでは毛頭ございせん。

○山原委員 いわゆる労働基準法三十六条の問題からくるわけですから、いまの御意見に對しては当然論議しなければならぬわけですが、もちろんまだ法案という問題まで出ていないわけ、これについては当然また論議しなければならぬと思ひますのでおきます。

もう一つの問題は、こういう問題に關して当然解決をしていく道行きというものがあつたのだらうと思ふのです。たとえばILO・ユネスコ合同会議の教員の地位に關する勧告の八十九条を見ますと、御承知のように、「教員の日及び一週間当たりの勤務時間は、教員団体と協議の上きめるものとする。」といふことがはつきりあるわけですね。だから、教員団体という問題がここに出てきます。これとどういふ協議をしていくのかということについて伺つておきたいと思ふ。

さらに、基準法の三十六条によりまして、労働者の過半数の組織を持つ団体と書面で協定を結ぶということもあるわけですから、当然労働基準法のたてまえからいたしまして、また国際的なILOの勧告の趣旨から申しまして、当然教員団体というものが浮かび上がつてくるわけですね。これとどういふ公式な話し合いを行なつて、勤務量の問題、勤務時間について話し合いを進めていくかという問題ですが、それについてはどういふふうにお考えになつていますか。

○宮地政府委員 法律案は近く文教委員会でも御審議いただけたと思ひますので、その際またいろいろお答えをいたしたいと思ひますが、私もまたいたしましては、いまお尋ねの法律案そのものに、教員組合といった団体と協議するといったようなことは文面では考えておりません。しかしながら、労働審議会でもついで一両日前に御建議があつたようでござりますが、こういう問題につきましては、関係者の意向が十分反映されるような適切な方法を講ずるべきであるという御趣旨の御建議が出ております。したがって、これは従来から、文部省におきましてはいろいろ組合の方々に限らず一般の先生方、さらに文部大臣も各学校に行かれて現場の個々の先生方の御意見等も十分聞いておられます。そういうわけで従来からつとめておりますが、そういうことは当然いたしますと同時に、ともかく正しい教師の意向というものが十分反映されるような運営をしていきたい、そういう心がまえでおります。法文の中には、だれと協議をするというものは出ておりません。

○山原委員 この教員団体の問題ですが、いまのお話によりまして、中央労働基準審議会の話まできよらうしよとは私は思つていないのですが、これは労働関係者、労働」といふことは、これはきりといつておりますね。同時に、教員団体とい

うもの、たとえば日本教職員組合というものは、文部省の意見によつても現在四十九万という構成人員を持つておるという団体ですね。そういう団体を、教員団体の一つとして交渉といふですか、この勤務量、勤務時間についての話し合いをする相手としては全く考えていない、こういうわけですか。

○宮地政府委員 法律の案文そのものでは、そういう団体と協議をするとか、しなければならぬという規定は考えておりません。しかしながら、いま先生は労働者とおっしゃいましたが、先ほどお引きになられましたILOの勧告でも、教師は専門職たる地位を持つんだといふことで、他の労働者と違つた職務を持つといふことをはつきりいつておられます。そういうような点もござりますが、一つの職員組合あるいは現在あります五つ、六つの全国的な組合、そういうものに限定せず、五十万、六十万の教師の真意を十分反映するよう、そういう運営をしていきたい、これは運用についての文部省としての心がまえでございます。法律案文にはございせん。

○山原委員 文部大臣にお伺ひしたいのですが、労働基準法三十六条によつて、当然教職員の中の強力な組織として存在しておる労働組合、職員団体といふもの、それと、勤務条件、勤務量、時間というものについてはことにそうですが、そういうものについて当然話し合いをすべきだと私は思ふのです。法的な問題を言つておるのではなくして、全国的にこの問題が大きな論議を呼んできた今日でありますから、問題解決にあたつてそのことを実行する必要があるのじやないかと私は思ふのです。そういう気持ちがあるかどうかです。ね。伺つてみたい。

○坂田国務大臣 いろいろの教職員の方々の意見を聞くといふことは、当然なことだといふふうに考えております。

○山原委員 もちろんILOの会議に對しても代表の行つておる団体として、国際的にもこれは確認されておる団体として、たとえば日本教職員組

合というものがあつたわけですから、そういう点から考えますと、これは当然あらかじめ話し合ひをすべき問題だと私は考へてゐるのです。文部省の見解には、かなりそういうことについて、教員団体といふものについての考へ方の相違が私たちとはあるかも知れませんが、しかし、これは国際的に見て、また実態から考へても、實際交渉の相手として論議をすべきだといふ――まあ皆さ

ん方言つておられる教育正常化といふ問題を解決していただくならば、これは当然なことだと思ふのですが、もう一度、局長のほうからその辺を聞かしていただきたい。

○宮地政府委員 法律論と事実問題とがあらうと存じますが、先生がお引きになられます問題で、事実上の問題は大臣からお答えいただくとして、法律論としては、当局が交渉に際すべき地位に立つ団体といふいわゆる登録団体といふ地位には、いまおあげになられました日本教職員組合は、文部大臣が日本教職員組合からの申し入れに基づいて交渉に際すべき地位に立つ団体ではないと思ひます。しかしながら、事実問題として多くの公立学校の先生等を組合員としておる日本教職員組合の方々の意向といふのは、これは教職員組合の方々のいろいろな文部大臣あての要望書を持つてこられますし、私も直接お会いしたりいろいろ御意見は拝聴いたしております。しかしながら、法律的には文部省と交渉すべき地位に立つ団体ではない。

○山原委員 そこで文部大臣に伺ひたいのですが、日本教職員組合といふものを文部大臣はどういうふうに見ておられるかといふことなんです。少しいやなことを言うかも知れませんが、文部大臣は、本年の一月二十一日に財団法人生産性本部新春セミナーに出まして、演説をいたしますか、あいさつをしたことがありますか。

○坂田国務大臣 あいさつしたと思ひます。

○山原委員 あなたが行かれたときに「日本民族の発展と教育 坂田道太述」といふ、これが当日配られておるのですが、これはあなたが書かれた

ものですか。

○坂田国務大臣 それは私の、自民党の大学院の集まりがありましたときにお話ししたのをまとめたものでございます。文部大臣になる前のことでございます。

○山原委員 これが今日の文書でありますけれども、「日本民族の発展と教育 文部大臣坂田道太氏」と、こうなつてゐるわけですが、そして文書は当日配られておるわけですが、自民党の会議で言われたかどうか知りませんが、これは「新春セミナー「これからの日本」参考資料No.5」として出されてゐるわけですが、この文書については責任が持てるわけですか。

○坂田国務大臣 私が文部大臣になります前に、自民党の研修といふんです、大学院の生徒の人たちにお話しをし、それを印刷したわけでございます。おそろくそれを配付したのだらうと思ひます。だから、お手元のやつとはちよつと違ひのじやないかと思ひます。青い表紙のやつでございます。

○山原委員 ちよつと、これは文部大臣になる前のものでしたら、大臣として行かれた場合これを配付することは、私は引き揚げていただきたいと思ひます。と申しますのは、この中には非常に重大な問題があるわけですね、私の見解からしますと、一、二の例をあげてみますけれども、この中には「教育の正常化」といふのが冒頭に出ておるまして、「戦後の日本教育」とつて、きわめて憂うべき一つの現象があらわれてきたことを、われわれは見逃すわけに行かない。それは、いうまでもなく、日教組のつてきた教育方針である。といふことを書かれました、その次には「われわれの文教政策は、日本の革命をめざす日教組とのたにかいからはじまつたといつても過言ではない。」といふ考へ方が一貫しておるわけですね。

そうすると、文部大臣が行かれて、その席で、この日本生産性本部の各責任者が集まつておるところでこれが配付されたといふことになりますと、これは文部大臣個人で行かれたかもしれませ

んよ。しかし、この案内状には「文部大臣坂田道太氏」となつておりますから、当然文部省の見解として出てきたのではないかと考へることが考えられるわけですね。そのように受けとれるわけですね。しかも「われわれの文教政策は、日本の革命をめざす日教組とのたにかいからはじまつたといつても過言ではない。」言うならば、日本政府の文教政策そのものが、日教組に対する対決としてあらわれておるといふことも過言ではないといふことになるわけですね。そしてその次には、非行青年の発生原因も、これは日教組の革命的教育にあるのだといふようなことですね。また、率直に申しまして、日本共産党徳田球一氏の発言も書かれておりますけれども、その日付は昭和二十八年十二月何日ということになって、三カ所に出てきます。ところが、昭和二十八年十二月には、徳田球一氏はすでにその前に死去しておりました。そういう非常にとこから出たかわからない、治安当局から出たかわからないかもしれないような文章。

さらに、この日教組に対しまして「暴力的な考へ方や行動」を持つておる団体であるといふいふ方、あるいはまた、偏向教育の面なども出ておりますけれども、たとえば教科書の問題について、「指導要領の不備につけこんで、日教組講師団が教科書全体の著者になりすまし、偏向教科書が横行するようになった。教科書会社は、売れる教科書といふことになれば、日教組と一体にならざるを得ない。そして偏向教科書の横行となつた。これを一掃しなければならぬ」といふのが、われわれの第一の考へであり、その一つのあらわれが、昭和三十一年、文部省に設けられた教科書調査官制度である。こゝういふ記述が出てくるわけですね。これは調査官制度ができたのは、そういう趣旨でできたのではないわけですね。

さらに、教育二法の成立の問題につきましても、この教育二法は中立性の法律であるけれども、現在これは有名無実になつてゐる。それは「日教組の大部分は、社会党を支持してゐる実態か

らみて、法の精神は生かされてゐない。」こゝうなつてきますと、日教組の大部分が社会党を支持しておるから法の精神が生かされないといふことに受け取られるのですね。こゝうなつてくると、これは社会党といふ、日本の政界に対する存在を否定する可能性のある文章にもなつてくるわけですね。それからさらに、社会党系の知事のおる京都、そして以前おつた福岡においては、法の精神が守られていないといふようなことですね。では自由民主党の知事がおるところではどうなつておるのか、それは書いてないのですけれども、こゝういふ記述が、しかも本年の一月二十一日という時点で、坂田文部大臣出席と同時にこれが配られたといふことは、これは非常に重大な問題。だから、私は配るべきでなかつたと思ひます。よ。配つたとするならば、これは生産性本部に申し入れて、配つた部数だけは撤収していただかないと、これは重大な問題になります。私は、予算委員会の分科会もありますので、この問題について質問したいと思ひます。これはどういふことですか。そういう日教組に対する敵視観、あるいは日教組の教研集会といふものは社会主義教育をやつておるのだといふ指摘もあるわけですね。これはまさに、常に日教組の教研集会の前にはばれ込んでくる赤尾何がしの右翼団体のいつておることとそっくりなんです。これで文部大臣として日本の教育をほんとうにかさどつていく資格があるかといふ問題にまで発展しかねないわけでございますから、この点について大臣の見解を伺つておきたい。

○坂田国務大臣 それは、もう先ほどから何べんも申し上げておりますように、私が文部大臣になる前に大学院で話をしたものの印刷物でございます。そして、もうはつきりいたしております。文教制度調査会長として書いておるわけでございます。そのことを明記してあります。

○山原委員 もう時間がありませんからやめますが、撤回しますか。

○坂田国務大臣 その点は、生産性本部でもし撤収できれば、私のほうからは撤収してくださいと申し上げたいと思います。

○山原委員 終わります。

○八木委員長 国立学校設置法の一部を改正する法律案、文化功労者年金法の一部を改正する法律案、高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案及び昭和四十四年度及び昭和四十五年度における私立学校教職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案、以上の各案を議題とし、政府より順次提案理由の説明を聴取いたします。坂田文部大臣。

国立学校設置法の一部を改正する法律案  
国立学校設置法の一部を改正する法律  
国立学校設置法(昭和二十四年法律第五十号)

九州大学医療技術短期大学部

福岡県

九州大学

第四条第一項の表京都大学の項中

工学研究所

工学に関する学理及びその応用の総合研究

原子エネルギー研究所

原子エネルギーの開発及び利用に関する学理並びにその応用の研究

に改める。

第七条の二の表中

宮城工業高等専門学校

宮城県

宮城工業高等専門学校

宮城県

高松工業高等専門学校

香川県

高松工業高等専門学校

香川県

熊本電波工業高等専門学校

熊本県

改め、同表中佐世保工業高等専門学校の項の次に次のように加える。

の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 国立高等学校(第八条・第九条)」を「第三章 国立高等学校(第八条・第九条)」を「第三章 国立高等学校(第八条・第九条)」を「第三章 国立高等学校(第八条・第九条)」に改める。

(第九条)に改める。

第二条第一項中「設置するものをいう」を「設置するものをいい、第九条第一項に定める高エネルギー物理学研究所を含むものとする」に改め、同条第二項中「大学及び高等専門学校以外の国立学校」を「国立の小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園」に改める。第三条の二第一項中「室蘭工業大学」を「室蘭工業大学」に、「鳥取大学」を「鳥取大学」に改め、第三条の三第二項の表中香川大学商業短期大学部の項の次に次のように加える。

第八条の表中富山商船高等学校の項、鳥羽商船高等学校の項、広島商船高等学校の項、大島商船高等学校の項及び弓削商船高等学校の項を削る。第九条を削り、第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二 高エネルギー物理学研究所

(高エネルギー物理学研究所)

第九条 高エネルギー物理学研究所は、国立大学における学術研究の発展に資するための国立大学の共同利用の研究施設として、高エネルギー陽子加速器による素粒子に関する実験的研究及びこれに関連する研究を行ない、かつ、国立大学の教員その他の者でこの研究所の目的たる研究と同一の研究に従事するものに利用させる機関とする。

2 高エネルギー物理学研究所は、国立大学その他の大学の要請に応じ、当該大学の大学院における教育に協力することができる。

3 高エネルギー物理学研究所は、茨城県に置く。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十六年四月一日から施行する。

(富山商船高等学校等の存続に関する経過措置)

2 富山商船高等学校、鳥羽商船高等学校、広島商船高等学校、大島商船高等学校及び弓削商船高等学校は、この法律の施行の際現に当該高等学校に在学する者があるときは、改正後の国立学校設置法第八条の規定にかかわらず、その者が当該高等学校に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

(教育公務員特例法の一部改正)

3 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第二十二条中「(日本芸術院を除く。)」の下に「並びに国立学校設置法(昭和二十四年法律第五十号)第九条第一項に規定する高エネルギー物理学研究所」を加える。

ギ一物理学研究所」を加える。

(文部省設置法の一部改正)

4 文部省設置法(昭和二十四年法律第四百六号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第十六号中「これに附置する機関を含む」を「国立学校設置法(昭和二十四年法律第五十号)第二条第一項に規定する国立学校をいい、これに附置する機関を含む。以下同じ」に改める。

第九条第二号中「及び国立高等専門学校」を「国立高等専門学校及び高エネルギー物理学研究所」に改める。第十二条第一項第十五号中「これに附置する機関を含む」を削る。第十六条中「(昭和二十四年法律第五十号)」を削る。

(国立学校特別会計法の一部改正)

5 国立学校特別会計法(昭和三十九年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。第十七条中「学長又は校長」を「長」に改める。

理由

小樽商科大学はか一大学に大学院を設置し、九州大学医療技術短期大学部、仙台電波工業高等専門学校はか二工業高等専門学校及び国立大学の共同利用の研究施設として高エネルギー物理学研究所を新設するとともに、富山商船高等学校はか四商船高等学校を廃止する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

文化功労者年金法の一部を改正する法律案

文化功労者年金法の一部を改正する法律案  
文化功労者年金法(昭和二十六年法律第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「百万円」を「百五十万円」に改める。

この法律は、昭和四十六年四月一日から施行する。

文化功労者年金の額を引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

高等學校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法(昭和二十八年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「百分の七」を「百分の十」に、「百分の五」を「百分の八」に改める。

第七条中「百分の七」を「百分の十」に改める。

この法律は、昭和四十六年四月一日から施行する。

高等学校で定時制の課程又は通信制の課程を置くものの校長及び教員に対し支給する定時制通信教育手当の額を引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和四十四年度及び昭和四十五年度における私立学校教職員共済組合法の規定による年金額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十四年度及び昭和四十五年度における私立学校教職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律

(昭和四十四年度及び昭和四十五年度における  
私立学校教職員共済組合法の規定による年金の  
額の改定に関する法律の一部改正)

第一条 昭和四十四年度及び昭和四十五年度における私立学校教職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律（昭和四十四年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律

第一条の二の次に次の一条を加える。  
(昭和四十六年度における旧法の規定による年金の額の改定)

第一条の三 前条

第一条の三 前条の規定の適用を受ける年金に  
ついては、昭和四十六年一月分以後、その額  
を第一条第一項の規定に準じて算定した額に  
改定する。この場合において、同項中「別表  
第一」とあるのは「別表第一の三」と読み替  
えるものとする。

2 前項の年金に

2 前項の年金については、昭和四十六年十月分以後、その額を同項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「別表第一の三」とあるのは、「別表第一の四」と読み替えるものとする。

3 第一条第二項の規定は、前二項の規定によ

る年金額の改定の場合について準用する。

第二条第一項中「附則第十六項」を「附則第十七項」に、「次条において」を「以下」に改める。

第二条の二の次に次の一条を加える。

(昭和四十六年度における新法の規定による年金の額の改定)

第二条の三 新法の規定による年金で昭和四十

五年十二月三十一日において現に支給されているものについては、昭和四十六年一月分以後、その額を第二条第一項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「昭和三十九年九月以前」とあるのは「昭和四十年九月以前」と、「別表第一」とあるのは「別表第一の三」と、改正後の法律第百四十号の規定」とあるのは「昭和四十四年度及び昭和四十五年度における私立学校教職員共済組合法の規定による年金の額の改定に關する法律等の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第 号）附則第四項及び同法第三条の規定による改正後の法律第百四十号の規定」と、「百三十二万円」と、改正後の法律」とあるのは「百三十二万円（昭和四十四年十一月一日以後に退職をした組合員については、平均標準給与の基礎となつた組合員であつた期間のうち、同年十月以前の期間にあつてはその月数に十一万円を、同年十一月以後の期間にあつてはその月数に十五万円をそれぞれ乗じ、これを合算した額をこれらの期間の総月数で除して得た額の十二倍に相当する額）」と、当該改正後の法律」と、「百八十万円」とあるのは「百三十二万円」とあるのは「百三十二万円（昭和四十四年十一月一日以後に退職をした組合員については、百八十万円）」と読み替へるものとする。

2 新法の規定による年金で昭和四十六年九月三十日において現に支給されているものにつ

いては、同年十月分以後、その額を前項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「昭和四十年九月以前」とあるのは「昭和四十一年九月以前」と、「別表第一の三」とあるのは「別表第一の四」と、「附則第四項及び同法第三条」とあるのは「第三条」と読み替えるものとする。

3 第一条第二項の規定は、前二項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

第二条の二の次に次の一条を加える。

(昭和四十六年度における恩給財団の年金の額の改定)

第三条の三 前条の規定の適用を受ける年金に

金額を、第三条の規定による改定前の年金額にそれぞれ対応する別表第二の三の下欄に掲げる額に改定する。

2 前項の年金については、昭和四十六年十月分以後、その年金額を、第三条の規定による改定前の年金額にそれぞれ対応する別表第二の四の下欄に掲げる額に改定する。

3 前条第二項及び第三項の規定は、前二項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

第五條中「第二條の二」を「第二條の三」に改める。

第六條中「及び第三條の二」を「から第三條の三まで」に改める。

別表第一の二の次に次の二表を加える。

年金の基礎となつた組合員であつた期間

|                      |       |
|----------------------|-------|
| 昭和二十九年一月から昭和二十九年九月まで | 二・七〇〇 |
| 昭和二十九年十月から昭和三十年九月まで  | 二・四二九 |
| 昭和三十年十月から昭和三十一年九月まで  | 二・三六五 |
| 昭和三十一年十月から昭和三十二年九月まで | 二・二九二 |

|                      |       |
|----------------------|-------|
| 昭和三十三年十月から昭和三十三年九月まで | 二・一〇七 |
| 昭和三十三年十月から昭和三十四年九月まで | 二・〇〇三 |
| 昭和三十四年十月から昭和三十五年九月まで | 一・九二九 |
| 昭和三十五年十月から昭和三十六年九月まで | 一・七九九 |
| 昭和三十六年十月から昭和三十七年九月まで | 一・四六五 |
| 昭和三十七年十月から昭和三十八年九月まで | 一・三〇七 |
| 昭和三十八年十月から昭和三十九年九月まで | 一・一七三 |
| 昭和三十九年十月から昭和四十年九月まで  | 一・〇六四 |

別表第一の四

| 年金の基礎となつた組合員であつた期間   | 率     |
|----------------------|-------|
| 昭和二十九年一月から昭和二十九年九月まで | 二・九二六 |
| 昭和二十九年十月から昭和三十年九月まで  | 二・六三三 |
| 昭和三十年十月から昭和三十一年九月まで  | 二・五六四 |
| 昭和三十一年十月から昭和三十二年九月まで | 二・四八四 |
| 昭和三十二年十月から昭和三十三年九月まで | 二・二八三 |
| 昭和三十三年十月から昭和三十四年九月まで | 二・一七一 |
| 昭和三十四年十月から昭和三十五年九月まで | 二・〇九一 |
| 昭和三十五年十月から昭和三十六年九月まで | 一・九五〇 |
| 昭和三十六年十月から昭和三十七年九月まで | 一・五八九 |
| 昭和三十七年十月から昭和三十八年九月まで | 一・四一七 |
| 昭和三十八年十月から昭和三十九年九月まで | 一・二七二 |
| 昭和三十九年十月から昭和四十年九月まで  | 一・一五三 |
| 昭和四十年十月から昭和四十一年九月まで  | 一・〇二一 |

別表第二の二の次に次の二表を加える。

別表第二の三

| 改定前の年金額            | 改定年金額   |
|--------------------|---------|
| 六〇、〇〇〇円から六五、〇〇〇円まで | 九六、〇〇〇円 |

別表第二の四

| 改定前の年金額  | 改定年金額    |
|----------|----------|
| 六六、〇〇〇円  | 九六、七〇〇円  |
| 六七、〇〇〇円  | 九八、二〇〇円  |
| 六八、〇〇〇円  | 九九、六〇〇円  |
| 六九、〇〇〇円  | 一〇一、一〇〇円 |
| 七〇、〇〇〇円  | 一〇二、六〇〇円 |
| 七一、五〇〇円  | 一〇四、七〇〇円 |
| 七三、〇〇〇円  | 一〇六、九〇〇円 |
| 七四、五〇〇円  | 一〇九、一〇〇円 |
| 七六、〇〇〇円  | 一一一、三〇〇円 |
| 七七、五〇〇円  | 一一三、五〇〇円 |
| 七九、〇〇〇円  | 一一五、七〇〇円 |
| 八〇、五〇〇円  | 一二七、九〇〇円 |
| 八二、〇〇〇円  | 一二〇、一〇〇円 |
| 八三、五〇〇円  | 一二二、三〇〇円 |
| 八五、〇〇〇円  | 一二四、五〇〇円 |
| 八八、二〇〇円  | 一二九、二〇〇円 |
| 一〇一、二〇〇円 | 一四八、三〇〇円 |
| 一一五、〇〇〇円 | 一六八、五〇〇円 |
| 一二九、六〇〇円 | 一八九、九〇〇円 |
| 一五〇、〇〇〇円 | 二一九、八〇〇円 |
| 六三、〇〇〇円  | 一〇〇、一〇〇円 |
| 六二、〇〇〇円  | 九八、五〇〇円  |
| 六一、〇〇〇円  | 九六、九〇〇円  |
| 六〇、〇〇〇円  | 九六、〇〇〇円  |

|  |          |          |
|--|----------|----------|
|  | 六四、〇〇〇円  | 一〇一、七〇〇円 |
|  | 六五、〇〇〇円  | 一〇三、三〇〇円 |
|  | 六六、〇〇〇円  | 一〇四、九〇〇円 |
|  | 六七、〇〇〇円  | 一〇六、五〇〇円 |
|  | 六八、〇〇〇円  | 一〇八、一〇〇円 |
|  | 六九、〇〇〇円  | 一〇九、六〇〇円 |
|  | 七〇、〇〇〇円  | 一一一、二〇〇円 |
|  | 七一、五〇〇円  | 一一三、六〇〇円 |
|  | 七三、〇〇〇円  | 一一六、〇〇〇円 |
|  | 七四、五〇〇円  | 一一八、四〇〇円 |
|  | 七六、〇〇〇円  | 一二〇、八〇〇円 |
|  | 七七、五〇〇円  | 一二三、二〇〇円 |
|  | 七九、〇〇〇円  | 一二五、五〇〇円 |
|  | 八〇、五〇〇円  | 一二七、九〇〇円 |
|  | 八二、〇〇〇円  | 一三〇、三〇〇円 |
|  | 八三、五〇〇円  | 一三二、七〇〇円 |
|  | 八五、〇〇〇円  | 一三五、一〇〇円 |
|  | 八八、二〇〇円  | 一四〇、二〇〇円 |
|  | 一〇一、二〇〇円 | 一六〇、八〇〇円 |
|  | 一一五、〇〇〇円 | 一八二、七〇〇円 |
|  | 一二九、六〇〇円 | 二〇五、九〇〇円 |
|  | 一五〇、〇〇〇円 | 二三八、四〇〇円 |

(私立学校教職員共済組合法の一部改正)

第二条 私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項の表中

| 第三十二級 | 一五〇、〇〇〇円 | 一四五、〇〇〇円以上 |
|-------|----------|------------|
|-------|----------|------------|

を

|       |          |            |            |
|-------|----------|------------|------------|
| 第三十二級 | 一五〇、〇〇〇円 | 一四五、〇〇〇円以上 | 一五五、〇〇〇円未満 |
| 第三十三級 | 一六〇、〇〇〇円 | 一五五、〇〇〇円以上 | 一六五、〇〇〇円未満 |
| 第三十四級 | 一七〇、〇〇〇円 | 一六五、〇〇〇円以上 | 一七五、〇〇〇円未満 |
| 第三十五級 | 一八五、〇〇〇円 | 一七七、五〇〇円以上 |            |

に改める。

(私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第四百十号)の一部を次のように改正する。

附則第三項及び第四項中「附則第十六項」を「附則第十七項」に改める。

附則第八項第一号中「百八十万円」を「二百二十万円」に改め、同項第二号中「一・四三六」を「一・五八九」に、「五千七百万円」を「六千四百円」に改める。

附則第二十一項を第二十二項とし、第十七項から第二十項までを一項ずつ繰り下げ、附則第十六項中「前十三項」を「附則第三項から前項まで」に改め、同項を附則第十七項とし、附則第十五項の次に次の一項を加える。

(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の改正の場合の経過措置)

16 附則第十三項(附則第十四項において準用する場合を含む。)において準用する国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の規定が改正された場合におけるこの附則の適用について必要な経過措置に関しては、政令で特に定めるものを除き、これらの規定の改正の際の経過措置の例による。この場合において、これらの規定の準用についての必要な技術的統替等は、政令で定める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十六年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(標準給与に関する経過措置)

2 組合が昭和四十六年十月一日前に第二条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法(次項及び附則第五項において「改正前の法」という。)第二十二條第二項の規定により標準給与を定める場合には、同条第一項の規定にかかわらず、第二条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法(次項において「改正後の法」という。)第二十二條第一項の規定の例による。

3 昭和四十六年十月一日前に改正前の法第二十二條第五項又は第七項の規定により標準給与が定められ又は改定された組合員で前項の規定の適用を受けないものは、同日に組合員の資格を取得したものとなし、改正後の法第二十二條第五項の規定を適用する。

(この法律の施行前に給付事由が生じた新法の規定による年金の額の算定に関する特例)

4 第一条の規定による改正後の昭和四十四年度以降における私立学校教職員共済組合からの年金の額の算定に関する法律第二條第一項に規定する新法の規定による年金の昭和四十六年一月分から同年九月分までの額の算定については、第三条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律附則第八項第二号中「一・五八九」とあるのは「一・四六五」と、「六千四百円」とあるのは「五千九百円」とする。

(この法律の施行前に給付事由が生じた給付の取扱い)

5 この法律の施行前に給付事由が生じた改正前の法及び第三条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律の規定

定による給付については、この附則に別段の規定があるものを除くほか、なお従前の例による。

(昭和四十四年度における私立学校教職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

6 昭和四十四年度における私立学校教職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第百二号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「昭和四十四年度及び昭和四十五年年度における私立学校教職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律」を「昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律」に改める。

## 理由

私立学校教職員共済組合法の規定による既裁定の年金の額を国公立学校の教職員に係る年金の額の改定に準じて改定するとともに、私立学校の教職員の共済給付に係る標準給与の月額の上限を引き上げる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○坂田国務大臣 このたび政府から提出いたしました国立学校設置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律は、昭和四十六年度における国立大学の大学院及び国立短期大学、国立高等専門学校並びに高エネルギー物理学研究所の新設等について規定しているものであります。

まず第一は、国立大学の大学院の設置についてであります。これまで大学院を置かなかった小樽商科大学及び島根大学にそれぞれ商学及び農学の修士課程の大学院を新たに設置し、もってその大学の学術水準を高めるとともに、研究能力の高い人材の養成に資するものであります。

第二は、九州大学医療技術短期大学部の新設についてであります。

従来、看護婦、衛生検査技師、診療放射線技師等の養成は、その大部分が各種学校において行なわれてきておりますが、近年における医学の進歩と医療技術の高度の専門化に伴い、これら技術者の資質の向上が関係各方面から強く要望されておられ、すでに大阪大学に医療技術短期大学部を併設いたしておりますが、今回、九州大学にもこれを併設するものであります。

第三は、国立大学の付置研究所の名称及び目的の変更についてであります。

京都大学に付置されております工学研究所は、時代の進展に伴い、かねてから研究対象を原子エネルギーの開発利用に関する研究に焦点を置いて部門の再編を進めてまいりましたが、全体としての体制も整いましたので、実態に即してその名称を原子エネルギー研究所と改めようとするものであります。

第四は、国立高等専門学校の設置についてであります。

近年における電波系技術の高度化に伴い、これに対処し得る優秀な技術者の養成をはかるため、現在の国立電波高等学校三校の内容を充実して、新たに三つの電波工業高等学校を設置するものであります。

第五は、富山商船高等学校等の廃止についてであります。

昭和四十二年度における富山商船高等専門学校ほか四つの高船高等専門学校の設置に伴い、学生の募集を停止しておりました富山商船高等専門学校につきましても、昭和四十五年限りで在学生が卒業する予定でありましたので、これらの高等学校を廃止し、あわせて所要の経過措置を講ずるものであります。

第六は、高エネルギー物理学研究所の設置についてであります。

物質の究極の構造とその性質を解明するため、高エネルギー陽子加速器による素粒子に関する実

験的研究を推進することにつきましては、かねてより学界からの強い要望があり、高エネルギー陽子加速器建設についての基礎的、準備的研究を進めてきたところであります。その答申の趣旨に沿って、答申を得ましたので、その答申の趣旨に沿って、全国の国立大学の共同利用の研究所として、高エネルギー物理学研究所を設置するものであります。なお、この研究所は、国立大学以外の大学等の研究機関の研究者の利用にも供することとしたしております。

以上がこの法律案の提案の理由及び内容の概要であります。

何とぞ、十分御審議の上、すみやかに御賛成くださるようお願い申し上げます。

次に、このたび政府から提出いたしました文化功労者年金法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容を御説明申し上げます。

文化功労者年金法は、文化の向上発達に関し特に功績顯著な者に年金を支給し、これを顕彰することを目的として昭和二十六年四月に制定された法律でありまして、以来今日までの間に文化功労者として決定された者は二百二十八人のほり、わが国文化の振興に資するところ大なるものがあつたと信ずるのであります。

文化功労者に支給される年金の額は、昭和三十九年の改正以来百万円とされてまいつたのでありますが、その間における国民の生活水準の向上、経済事情の変遷には著しいものがあり、また、なお一そうわが国文化の向上発達を期する見地から、この際、年金額を改定して、この法律の趣旨の達成をはかることが必要かつ適切と考えられるに至り、このたび年金額を百五十万円に引き上げることとしたいたしました。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概略であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、すみやかに御賛成くださるようお願い申し上げます。

次に、このたび政府から提出いたしました高等

学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要について御説明申し上げます。

高等学校の定時制教育及び通信教育の振興については、勤労青少年教育の重要性にかんがみ、政府としてもかねてから各種の施策を講じ努力してきたところであります。特にこれらの教育に携わる校長及び教員に対しては、その職務の複雑、困難性を考慮し、定時制通信教育手当が支給されるよう措置しております。

しかしながら、最近の高等学校の定時制教育及び通信教育においては、生徒の生活状態を考慮しつつ教育効果を高めるため、技能教育施設との連携教育や定時制教育と通信教育との併修、さらに昼夜の二部制、三部制授業など多様な教育形態で実施するものがふえており、これに伴い教科の指導及び生徒指導等においてこれまで以上に校長及び教員の勤務形態が複雑になり、職務の困難性が一そう増加しております。また、近年、定時制及び通信制の高等学校に進学する青少年の能力、適性、進路等は従来とはかなり異なる様相を示し、それだけに生徒の教科の指導等に関する教員の職務には一そう困難な事情が加わっております。

このような実情を考慮し、定時制教育及び通信教育における教育水準の一そうの向上をはかるため、これら校長及び教員に支給される定時制通信教育手当の支給率を引き上げる措置を講じようとするものであります。

次に、この法律案の概要について申し上げます。

第一は、国立の高等学校の校長及び教員に対して支給する定時制通信教育手当の支給率を三〇%引き上げたことであります。現行においては、その支給率は、一般の教員については俸給月額額の百分の七であり、俸給の特別調整額を受ける校長等にあっては百分の五以内で文部大臣の定める割合とされておりますが、このたびそれぞれの率を百分の十及び百分の八以内としたのであります。

第二は、地方公共団体が公立の高等学校の校長及び教員にこの手当を支給する場合、これに要する経費に対する国の補助については、国立学校の校長及び教員の手当の率と同様に引き上げた率に基づいて行なうこととしたことであります。

第三は、この法律の施行期日を昭和四十六年四月一日からとしたことであります。

以上が、この法律案の提案の理由及び内容の概要であります。

何とぞ十分御審議の上、すみやかに御賛成くださるようお願い申し上げます。

次に、このたび、政府から提出いたしました昭和四十四年度及び昭和四十五年度における私立学校教職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

御承知のように、私立学校の教職員の年金の額は、国公立学校の教職員に対する給付の水準と均衡を保つことをたてまえとして改善を行なうこととしており、さきに第六十二回臨時国会において成立いたしました昭和四十四年度における私立学校教職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律により、国公立学校の教職員の年金の額の改定に準じてその改善を行ない、さらに昭和四十五年度も同様の措置を講じてまいりました。

今回も、昭和四十五年度に引き続き、国公立学校の教職員の年金の額の改定に準じて、私立学校教職員共済組合法の規定による既裁定の年金の額の改定等を行なうため、この法律案を提出することとしたのであります。

次に、この法律案の概要について申し上げます。

第一に、私立学校教職員共済組合法の規定による既裁定の年金につきましては、昭和四十五年度と同じ方式により、年金額の計算の基礎となつて

て、昭和四十五年度の引き上げの補正分につきましては昭和四十六年一月分から、昭和四十六年度の引き上げ分につきましては昭和四十六年十月分から支給を行なうこととしたしております。また、これに伴い、旧私学恩給財団の年金につきましても、相応の引き上げを行なうこととしたしております。

第二に、給付等の基礎となる標準給与の月額の上限を、国公立学校の教職員の給付等の算定の基礎となる限度額の引き上げに準じて、現行の十五万円から十八万五千円に引き上げることとしたしております。

なお、この法律の施行日につきましては、他の共済制度の例に準じて、昭和四十六年十月一日といたしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び内容の概要であります。

何とぞ、十分御審議の上、すみやかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○八木委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

次回は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後三時三十六分散会





昭和四十六年二月二十六日印刷

昭和四十六年二月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

A